此中にあり 一

此中にあり

遊戯氣分

涉書雜記

獄中奇談

報知舊聞

拾遺三束

半男女考

奇態流行史

私刑類纂

伊曾加美

九蓮品定

花哇一夕話

橘庵漫筆

本書『此中にあり』は、所謂寄せ集めもので、編者努力の結晶ではない、これは月日を要する著述の間の手として毎年一回位づゝ發行せんとするものである、此第一編は『賭博史』の編纂に熱中して居るモナカに取りまとめたもので、會心の出版物ではないが、其内容の良否、氣に入る入らぬを問題とせずして購讀を申込まれた諸子は、眞に編者の事業を援助さるる熱愛家であると嬉く感謝する

「遊戲氣分」の三種は、各其項の冒頭に主旨を述べてあり、次の「拾遺三束」は説明するまでもなき既刊書の追補であるから、茲に一々解題を附ける必要もないが、終りの「伊曾加美」三種のことだけについて略記して置く　「伊曾加美」といふ題は古珍書紹介の義で、明治天皇の御製「いそのかみ古きためしをたづねつゝ、新しき世の事も定めむ」に據つたのである

『九蓮品定』は、安永三年の版本で遍歷齋といえる匿名人の著述である、當時江戸市中にありし六十八ヶ所の遊里を、九品蓮臺の淨土に擬して品定せし評判記である、江戸の岡場所(私娼窟)研究家の必讀すべき珍書と信ずる、『花唄一夕話』は、安政頃の操觚家梅暮里谷峨の著述であつて、端唄の解說本としては古今唯一の珍書である、刊行年代は原本に見えないが、其記事の文句二三について、安政三四年頃のものと推定する、『橘庵漫筆』は、享和元年に田宮仲宣(號橘庵)の著述で、初編五冊(東牖子改題)續編五冊であるが、其中の趣味あり實益ある二十數節を抄錄したものである、此書は明治大正に複製された多種の隨筆叢書の中には收められて居ない、又此著者の所說中には、今日の新科學から見れば愚論もあるが、それは時代の弊で、先人未發の卓見も亦少なくない

渉書雜記

著述材料蒐集のために古今の圖書渉獵中、何となく面白しと感じた事を書抜いて保存せる手帳が數冊ある、その中から俗わかりのする奇事珍説を撰り出したのが此雜記である、附記にはアマリ頭腦を痛めて居ない

●大道藝人が天皇に咫尺す

水谷不倒子の著『繪入淨瑠理史』に「御湯殿上記を見るに、永祿天正の頃、大内へ夷舁參りて、御車寄等にて度々人形を舞はし、御覽に入れし事あり、或時の如きは、能の所作を演じ、巧妙眞の能に迫りし由を記せり、其頃は王室式微の極に達し、御造營等も十分行屆かず、御築地の垣破れたる所などありて、人の出入を許しければ、是等の行路藝人までも入込み、畏くも天顏に咫尺し奉りきと云ふ」とある斯る事實は、物々しき近衛の警固を敢てする時代よりはノンビリした氣が窺はれる

●惡事の最高點者

近世偏阪の部落で或被害事件の起つた時、其犯罪人の誰なるかを部落民全體の投票で決すると云ふ事も行はれたが、明治二十八年發行の『越後風俗志』に「村落にて竊盜野荒し或は博奕など流行する時は、村吏の宅へ村民一同を會し、平日不所業を爲すと目を注ぐ者を各自依怙なく入札致すべし、村吏限りにて開札し高札を受けし者は其筋へ屆出る筈と申聞け、銘々直筆にて入札させしむ、敢て之れを開くことはあらざりしも、其當分は惡業を爲すもの跡を絕ちしと云へり」村吏が開票しないといふ事は、所謂德政の一であらう、熱海沖の初島では、島民一同の投票で犯人と定まつた者に對して、島長が懇々說諭を加へるのみで、それを法律沙汰にはしない事にして居る

●迷信家の立法官

明治三年十一月公布の『新律綱領』第九十五に「厭勝鬼魅ノ術ヲ行ヒ符書ヲ造リ呪咀シテ人ヲ殺サントシ或ハタヾ人ヲ苦シメントスル者ハ懲役八十日ヨリ斬ニ至ル」とあり、後

此罰則を改訂して「各謀殺ヲ以テ論ズ、タヾ人ヲ疾苦セシメント欲スル者ハ謀殺已行未傷ニ二等ヲ減ス」とあるが、明治維新過渡期の立法官は、マジナヒやノロヒで人を殺したり苦しめたりする事が出來得るものと信じて居たらしい

●淫事を穢とする虚僞

多田義俊の延享三年著『宮川日記』は伊勢參宮の紀行文であるが、其中の一節に「參勤の禰宜淫事を穢とす、古來は常に宮中宮館に住す、妻あり子孫あり、今は町住して參勤の前より宮館に宿す、古來閨事なきこと能はじ、不審の一つ」とある、然り〳〵、モツトモ〳〵、これを不審としない者が今の世にも多くある

●遊女の御裳濯川

吉田重秀の享和二年著『筑紫紀行』中に「下ノ關は即ち赤間ケ關にて長府の御領なり、關より少し北方に御裳濯（みもすそ）川といへる小川あり、此川にて關の人々洗濯をするに、町家のは垢落ちず、遊女の衣服は垢よく落つとぞ」とある、これは不思議といふの外ないが、平家の上﨟たりし遊女のもみすそならではといふ貴族崇拜の俗傳であらうか

●法律は權勢家の武器

明治十年に細川潤次郎が、佛人ブーヴイテールの元著を譯して『法律格言』と題したものが、同十五年に元老院藏版として全四冊發行になつて居る、其中に左の一節がある

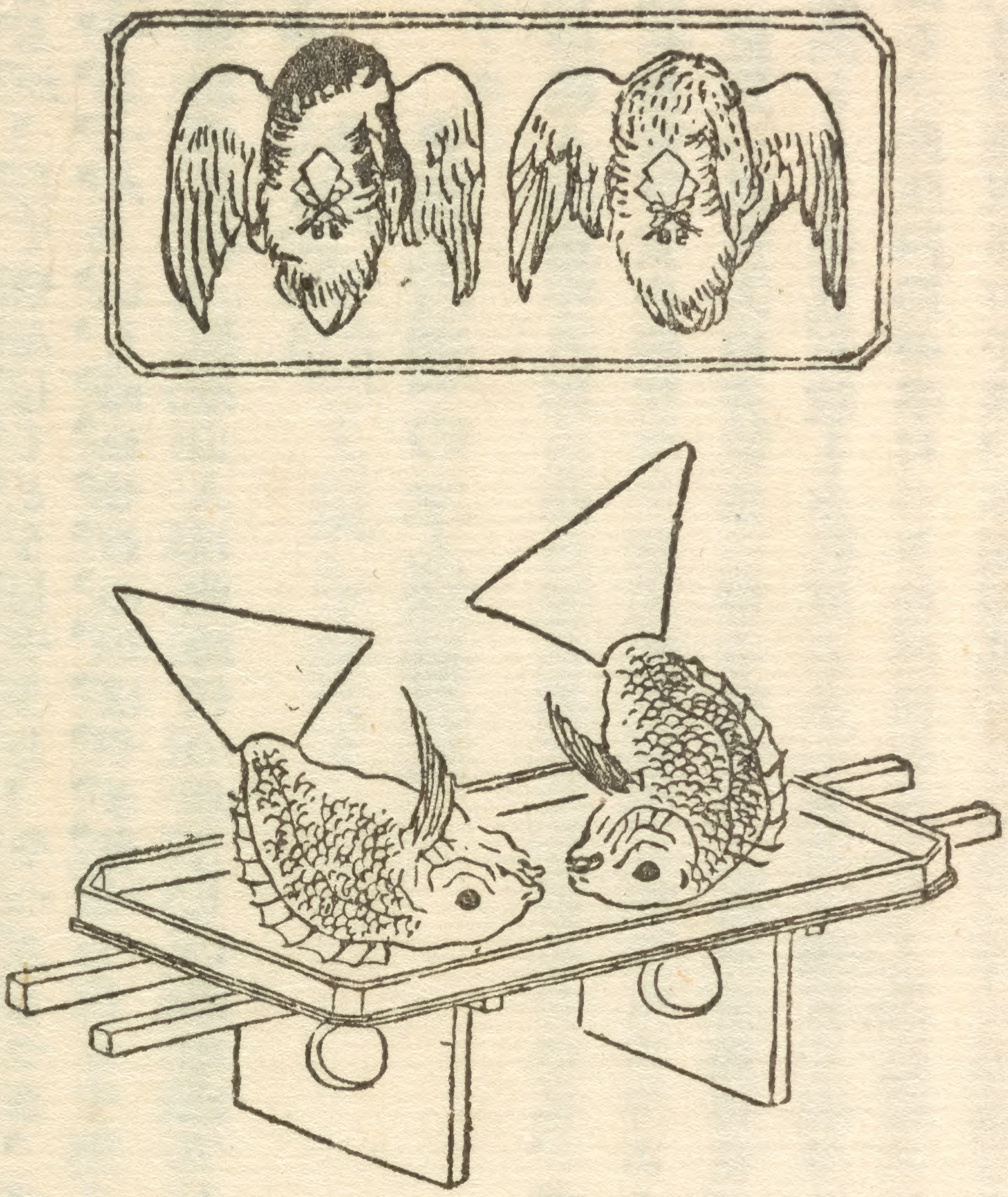
「法律ハ更ニ强キ者ノ無限ノ威力ヲ用ヰシメザル爲ニ作レル者ナリ」

此一語は、眞に立法の精神を道破した確固不拔の格言である、現在の事ばかりでない、德川幕府が當時の志士を不屆物不埒者と目して刑罰に處したなども、皆權力維持の自家防衛に外ならない、政治家が苦心するのは、如何にせば萬民の幸福であるかの問題でない事が右の一語で知れる

●親殺し妻殺し

明治二十四年發行、黑川友恭子の著『庄內方言考』に「父兄や妻子の死したるを人に告るに、殺しましてと口語にいへり、こは病中盡し方あるべきにといふ意より出たるなるべけれど、他人は聞いて先づ驚けり」とある、これは庄內のみの方言でない、或二三の地方でもいふことで、おそろしい樣なヤサシ味のある語である

進物の鴨や鯛



古い繪入本にある進物の鴨や鯛の圖は、必ず其脚其尾を白紙で包んである、こんな虚僞の形式は何に因つたのであらうか、察するに、上長の者とか貴人とかに贈る物に、脚が出たり尾が見えて居ては失禮だといふことから起つたのであらう、人々が來客の前で尻を出したり足を出したりしては不行儀だといふ習俗は現在にも存して居る

空家で棒を振つた噂

寡婦の再婚を非難するのは、男の女子獨占權を死後までも延長するものであるとの論は、近世の舶來思想であるが、今より百四十年の昔安永の末頃、風來山人平賀源内が著はした『飛だ噂の評』といふのは、俳優市川團十郎が、さのみ美人の聞こへもない寡婦某即ち同じ俳優の後家と密通したといふ事を或者が飛だ噂と題して一枚摺の讀賣に出した事を評したものである、其の中に

「名高い役者の後家故に、大そふなる評判すれど、若も彼團十郎、代々の儒者ならば相手の後家に貞女兩夫にまみへずの女の道を破らせ、其の身も定まれる妻の外に他の女を犯し、江戸中の口の端に掛る不埒を仕出して、言語道斷ともいふべけれ、相手も役者の後家なれば、譬へ殿御に別れても、又の夫をもふけなよ、主ある女の不義同前といふ事は、芝居で聞ても耳へは入らず、どふで只は居ぬ者なれば、團十郎がせしめてもせしめいでも又同じ事也、扨又器量のよし惡は、天此人を生ずれば不男でも惡女でも餘りて打やつたゝめしもなく、夫れ相應にかたつくものにて人々の物好次第、鼻のひくいは醫と見え

毛深ひが天鵞絨の手ざわりに覺へるは、外より少も構はぬ事也、不器量な女と色事したを笑ふなら、美人を女房に持た者へは誤證文を書ねばならず、此方に一切喰ふ氣がなけりや、人の女房と枯木の枝ぶり、よからふが惡からふが、してやんしてどうしやうと、やつさもつさ、ぺんぺこぺん、いらぬおせわのかばやき也」

寡婦解放の名論、風來山人は此時代の新らしい思想家であると許してよからう

●密告者の子孫發狂

天保の義人大鹽平八郎の隱れ家を其筋へ密告したのは、美吉屋に居た下女の親父で、所謂厚き恩賞に與つたのであるが、慶安の謀反人由井正雪の擧を密告した弓師藤四郎は、御褒美として銀五百枚と永代五百俵の家督を給はつたさうである、此藤四郎の事につき松浦清の著『甲子夜話』に、

「弓師藤四郎の子孫、本郷の某町に住み、今に其業なるが、代々の中に間々亂心する者出來ること斷へず、或云ふ、正雪數輩逆心とはいへども、約を變じ訴人(密告)して多くの人命を亡せしの報祟とぞ」

祟りと許せしは、徳川家を憎む正雪の同情者であらう

●嫉妬的巧智談

女の一念も凝れば奇妙のはたらきをなすものなりとて、寛政三四年頃の『譚海』に左の一記事が出て居る

「藝州にある家司、婢を愛して密會せしに、男婢の寢所へ行きたる翌朝は、其妻必ず知て口舌絶えざりけり、男も妻のやかましきを厭ひて、能く寢たる程をうかゞひ、深夜に隨分おとせず行けども、翌日妻の是を知りて、責め罵る事神の如くなれば、此男あやしく思ひて年月經たるに、ある夜婢の寢所へ行かんとて、閨の襖を密かに明けたれば、襖の尻に押されて、豆一つ轉び出たり、男思ふやう、されば此豆を斯くの如く戸尻におきて、豆の戸尻になき折は、それと覺りてかくいふ事と思ひよりて、其夜婢の所より歸りて、襖を明るとき、元の如く、豆を襖の尻に置て寢ければ、翌日妻の口舌もなく柔和なる體なれば、いよ〳〵此豆の故にさとらるゝ事を知りて、婢の寢所よりもどる時は、豆を元の如く戸尻に置たるに、やゝしばしは口舌もなく、男よろこびで仕すましたりと思ひしに、月ごろふる後は、豆をいつもの如くに置ていぬれども、妻又密會を知りて、やかましく口舌いふ事前

時に越えたり。男心を留て見るに其後は豆をも置かざれど、能く知る事甚だ不思議なる事と怪しみしに、ある夜又婢のもとへ行かんとて、襖のかけがねを密かにはづす時、かけ金を髮の毛一筋にて結び閉ぢてあり、男さればこそ此頃豆もおかざれど、此事を知るは如此かけがねを、髮の毛にて結び置きたるが、引き切れてある夜は我密會を覺りしりていふなりと推量して、心友に物語て笑ひけるとぞ、女の愚なる智も、嫉妬のかたに用ふれば、かくの如く奇妙なるはたらきはする事といへりけるとぞ」

豆を利用し髮を利用せしこと、凡夫には迚も考へ出せない巧智である

●鼠を以て鼠を征す

橘南谿の著『北窓瑣談』に「緜を以て鼠の肛門を縫ひ塞ぎて放ち去らしむれば、其鼠發狂して其家内の鼠は殘らず咬み殺すものとぞ、就中大にして强き鼠をよしとすといふ、然れども其鼠人をも咬むものなり、人咬まるゝ時は死に到るものもあり、恐るべし」とある、此事が果して眞實ならば、「猫いらず」はいらずであらう、危險の伴ふことはいづれも同じである

●男の舌を嚙切る女盜賊

人が舌を嚙んで死んだと云ふ事は、古來の雜書にも見え、又俗說にもあるが、居ながらにして、自己が自己の舌を嚙み切る事は困難であるから、舌を堅く嚙みしめたまゝ高い所から飛下りると、其ドカッと落ちた拍子に嚙み切り得られて死ぬるのだとの話を聽いた事もあつたが、他人の舌なればそんな事をせずとも、力一パイに嚙めば食ひ切り得られるらしい、これをタネの作り事だらうが、曲亭馬琴の著『南總里見八犬傳』第八輯の八に、船蟲といふ賊婦が情夫と共謀して舌切り强盜になつたといふことがある

「夫婦竊に商量して、大惡事を計較けり、是よりして船蟲は、十字街妓に打扮て、夜每に濱邊に立つものから、客をひくべきためのみならず、その懷に東西(財貨)あるをば、媾合の折、唇をまじへて舌を嚙斷て殺して、尸體を海に捨つ………」

「旅客は慨たる聲ふり立て、這衒妻奴が大膽なる、俺もし舌を早く退かずば、嚙斷るゝにぞあらんずらん、見よ舌尖を傷られて、血さへ流れて疼痛に堪ず、近曾這濱に出る賤妓に、さる所行をして客を害する者ありとしも聞こ

えしかば、窃に虚實を試さん、と思ふによりて今宵俺、旅客に打扮て、引かれて倶に臥したれば、世の風聞に果して錯はず、纔に結ぶ手枕の、價廉かる娼妓に似げなく、款待態の大かたならで、舌を吸せつ吸よせて、噬殺さんとせしにて知りぬ、世に多からぬ賊婦也………」

さて、舌を噛み切れば何故死するかといふ問題は、普通の醫書に見當らないが、これは出血を止めるに因難の個所であるから、多量の出血が致命傷となるのであらう

●極惡非道の食事

殺伐至極の戰國時代とはいへ、あまりに慘虐非道の蠻行なりと呆れたのは、『松屋筆記』に載する左の一事である

「常山紀談三卷、關原軍の前の日、伊藤長門守至孝、大藪の陣所に石田使を遣す事をいへる條に、伊藤は十六七の比より功名有て赤き手拭を鉢巻としければ、敵例の赤手拭又出たりと世に云れしもの也、或時軍破れて川岸を唯一人引退く時、饑疲けるに、敵一人腰なる兵糧をつかふを見、走り寄て斬伏せ腹を裂て飯を取出し、川水にひたし洗て打食ひ陣所に歸りけり云々」

軍人の心理、我々には不可解であると評するの外はない

●川柳引用の新聞記事

明治六年七月發行の『靜岡新聞』第十二號に

○當管下頃日異貌ノアタマナルモノ有リ、半髮ニモ有ラズ散髮ニモ有ラズ、一種ノ醜狀、謂ル一ツベツイトイヘルモノナルベシ、人其故ヲ問ヘバ、眩暈ナスト答フ、嗚呼コレ何ノ心ゾヤ、元散髮ハ遍身ノ蒸發ヲ平等ニシテ健康ヲ保ツノユヘナリ、何ゾヤ眩暈ナス事有ベキ、然ルヲ世ニモハジズ、且ツハ御布令ノ意ニ戻ル、カヽル愚陋ノヤカラハ、其長タル者ヨリ説諭有リタキモノナリ

東京ニモ此弊有リシヤ、新聞中ニ

　芋船ガツイテヘツヽイ多クナリ

又明治七年三月二十四日發行の『日要新聞』第百十五號に

○賊徒の巨魁江藤新平逃走せし趣なれば、不日人相書を以て捜索せらるゝならん、其書體は彼れ司法卿たりし時定められし所にして、彼れ若し其掲示を見たらんには、商鞅の歎を爲すやいな、川柳點に「迷ひ子はおのが太鼓で尋ねられ」

此兩記事が、いづれも川柳の句で終りを結んであるのに聊か興趣を感じた

●それ吹けやれ吹け

天保未年より明治初年までの間、女陰を見せ物とする「それ吹けやれ吹け」と云ふ猥褻な興行物のあつた事は、予の『此花』及び『猥褻風俗史』等に記してあるが、其後『猥褻廢語辭彙』に於てャ、詳叙したが爲めに、風俗壞亂の記事として罰金に處せられた判旨の一になつて居るから、再び玆に解説する事は避けるが、右の三書に引用しなかつた公刊書（春本には二三あるがそれは除く）の一節を紹介する



明治五年版の『胡瓜遣』といふのは、假名垣魯文著、猩々狂齋畫で、當時大に行はれた『究理圖解』をモヂッタ書名であるが、其初編の上巻に出せる兩國見世物小屋の條に

「天の磐戸から、蛇遣ひ、むしやり〳〵の鬼娘等の觀物をいち〳〵見物したが」云々

とあつて、此圖を入れてある、これを「それ吹けやれ吹け」と書かないで、「天の磐戸」と記したのは、サスガに老巧な魯文だけあつて其比喩の妙を得て居る

●宿屋に與ふる油錢

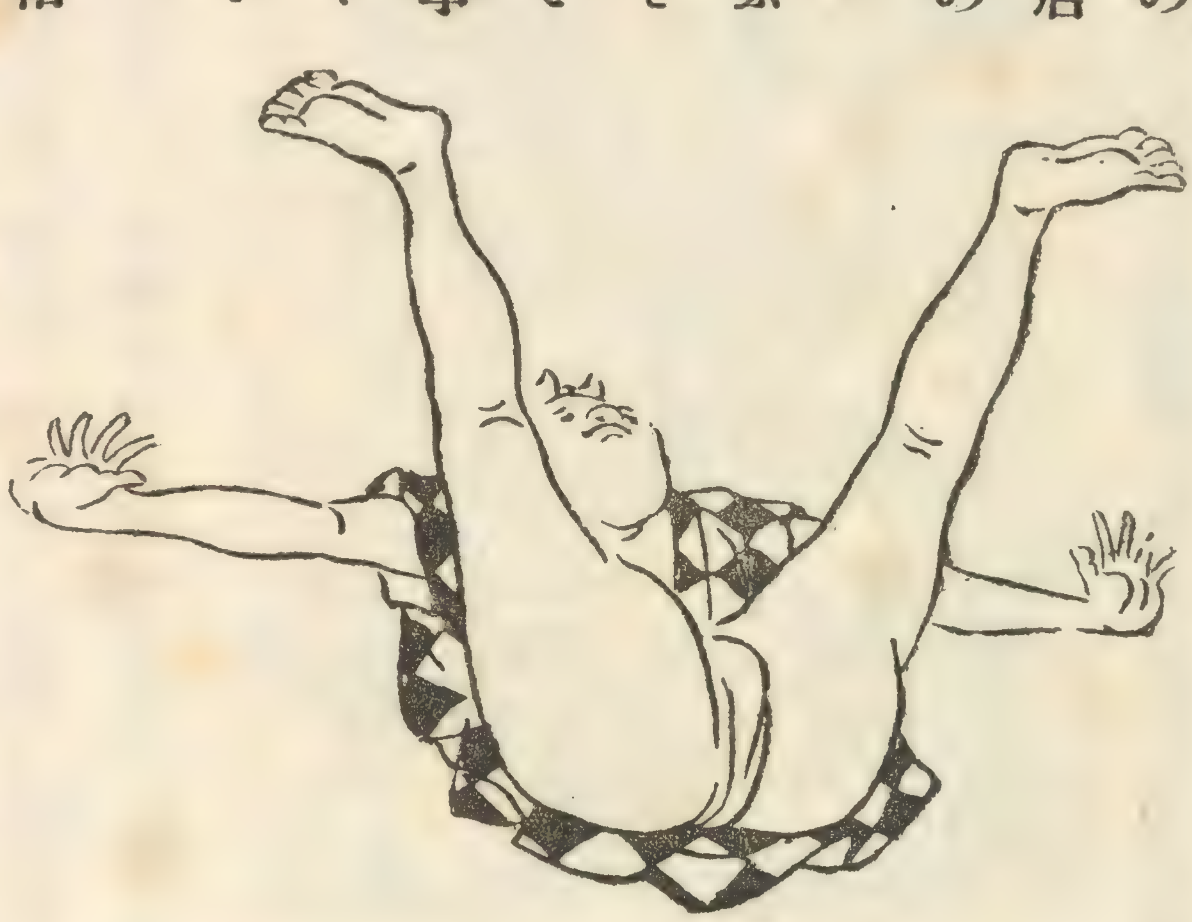
近年旅館の「茶代廢止」といふ事も行はれて居るが、其茶代と稱して宿料の外に金を與ふるは假名である、事實五圓十圓の茶を出す旅館はあるまい、此茶代といふ名目、いつの頃から行はれた事かは不明であるが、正徳頃誹人乙洲が著はした『それ〴〵草』には「油錢」と書いてある

「旅人より旅籠料とて極めたる外に油錢とて纔の志を見すれば、俄に居風呂の下もやしたて、茶はこく煮てはこび、あすの馬もやすく約束し、あかしも魚燈ながら燈心ふとく、朝はゆる〳〵おたち、御用あらば起したまへとさま〴〵もてなす事おかし」

宿屋の追從輕薄は今も昔も變らぬが、此「油錢」の名目が、「茶代」と變つたのは、茶屋遊びの人が「代」といつて出した言葉が、宿屋にも通用する事になつたのであらう

●トヅタリの藝

『俚言集覽』に曰く「土御門泰親の東行話說に、苧繩あるは網早繩買くされ、錢さしは入ぬかとすすむ、此方は取たの術を知らねば、早繩の入目なく云々、又芝居の捕物に出る下廻りの役をとつたりとも云」と、此とつたりといふ語は「捕人(とつたり)」で、演劇では勇者の引立役としてトンボガヘリをうつ事になつて居るが、此トンボガヘリは一にモンドリ(筋斗)とも稱し、『無所據而空谿』で、相當の熟練を要するさうである、明治七年版松川半山挿畫の『寄合ばなし』に此圖が出て居る、これが若し男でなく女であつたならば、畫技の妙は沒却されるであらうと、例の卑猥感を挑發された



●湯島天神境内のカゲマ

元祿頃の治郎姿は、半男半女といふべき所謂「ふたなり平」の風裝で、頭も男髷であり、腰に刀脇差を帶びて居たが、芳町のカゲマ茶屋が繁昌するやうに成つた明和安永頃から後は、カゲマの姿が全く女化して了つて、頭は島田髷に花簪、衣裳は大模樣の振袖、赤い鹿の子の襟、緋縮緬の蹴出しで、シャナリ〳〵と歩く姿は、誰が目にもヘンなものであつたらしい、これに就て例の滑稽作者十返舍一九は其著『江戸見物の記』(文化十年版)に面白く書いてある、田舍者が湯島天神境内で、向から來るカゲマを見ての口上

「見なさろ〳〵、向ふから出來たア、おごうか(女兒か)わらしか(童か)おしやらく(女郎)さアでもなかんべい、女だアか男だアか分らないもんが出來たア、あんだんべい、わしきいて見るべいか、モイ〳〵ちくとものさア問ひますべい、わらしは男だアか女だアかあんでござり申す、アンかげまだア、かげまたアあんのこんだんべい、ほうだいのないこんたア

男だアか女だアかわからない

こりやア湯島の變人だんべい

「あの人たちは、田舎者だそうだが、けつねにてもばかされたやうに、けつけれんな顔をしてけつかる」

此湯島にありしカゲマ屋は、明治四年頃まで存在し、其カゲマが天神境内の腰掛茶屋で茶汲女の代りとしてビラシャラせしもあつたと聞く、其カゲマ屋であつた家が、今は藝妓屋として料理店魚十の門前左方に一軒現存し、其家の庭に古い柳の樹があるので、江戸時代の遺物たる奇怪な風俗史蹟として、行人顧眄の的になつて居るといふ



●ずどん屋の鐵砲女郎

「親兄弟に見放され、あかの他人の傾城に可愛がられる筈がない」と、ソヽリ文句の鼻唄連を常客とする鐵砲見世の情景を描いた面白い繪がある



萬延元年版の滑稽富士詣

これは横濱壽町遊廓の事で、局行燈の「ずどんや」とは、鐵砲のズドンにかけた假名であらう、鐵砲見世、鐵砲女郎の解は予の『一癖随筆』及び『賣春婦異名集』に記してある此女郎が捕へたる様、其逃げんとする様を寫した畫には、他書に於て見たことのない滑稽の妙趣がある

●昔の代作營業者

先年渡邊虹衣子の寄稿によつて、『スコブル』誌上に左の如く掲出した事があつた

「詩歌文章の代作を職業にして居る者は、古來スコブル多いが、文化の初め頃、此代作を專業にして居た代作屋大作と云ふ者が浪花の地に住んで居た、此男は餘程の皮肉屋と見え、文化元年の冬、市內に配布した自家の營業廣告の報條を見ると、中々奇拔な皮肉文字が並べ立てゝある、劈頭の「御誂文作請込仕候」は先づよいとして、次に「本家元祖、事文糟粕調合所、代作屋大作」と記し其下へ「雅俗撮合」と云ふ印を押してある、營業項目としては歲旦春興刷物・賣藥能書引札、諸商賣開店ちらし、花街配物思つき、素人狂言、和漢文章歌俳連俳、珍物奇品口上の數種で、一々詳細な說明を附して居る、就中、珍物奇品口上の說明に「眞僞にかゝはらず、其物と品とにより、まことしやかに辯舌仕り候」とやつて居る、其大膽な而して無遠慮な人を馬鹿にした露骨さが面白いではないか、右の報條は大奉書二つ切りの刋て、色入の木版刷にした、大阪出來の版としては何うしても受取れぬ程、鮮明に刷つたもので、其他模樣の木版畫が赤色版て山水天狗と羽團扇と云ふ圖案だけに一層興が深い」

近頃偶ま帝國圖書館の藏本、天保頃の摺物類を集めた『焦後鷄肋』といふ帖を見ると、其中に下の如き一葉があつた

これは無論江戶の代作屋大作である、が、大阪のとは、何方が僞物か、又は同人の移住か否かも判らない

御誂文作認處
代作屋大作

一歲旦春興御摺物　誹諧　發句　狂歌
○其道々の判者宗匠達の添削を經て校正仕差上申候
一賣藥能書引札類　丸散丹圓　膏藥
○和漢秘方の傳來書案文の長短御好次第ニ仕候
一諸商賣開店御披露　新規　新工夫　再興
○四季折々の引札一通れ文段ハ勿論狂文ニても認[illegible]
一神佛開帳緣起類　神道　兩部　浮屠方便
○靈寶の由來等ニ至るまで國史神書經文の中ゟ考證仕候
一珍物見世物口上　生類　乾物　造物　[illegible]
○眞僞に不拘して其物と品とニ因而[illegible]辯舌仕候
一著述物序跋文章　讀本　中本　合巻[illegible]
○[illegible]

取次所
富本豊前太夫正本板元　蔦屋重三郎
清元延壽太夫正本板元　山本平吉
常磐津小文字太夫正本板元　伊賀屋勘右衛門
[illegible]　御摺物所　吉田魚川

獄中奇談

此一篇は、予が官吏侮辱罪といふ舊發法に擬せられて、明治三十七年五月七日より三ヶ月間、大阪監獄に在囚の身となつて居た時見聞した奇談て、當時『滑稽新聞』に掲出した在獄日記の附錄として「滑稽なる別世界」と題し

「一種の哲學眼を以て觀察すれば、獄中の百事は悉皆滑稽なり、先づ大人に赤い衣服を着せる事、姓名に代へるに番號を以て稱呼する事、其外故らに規則を設けて自由を検束する方法等、凡て滑稽ならざるは無し、其中にて外觀上最も滑稽なる動作を圖入にて紹介す」

と冒頭に記して續載したるものてある

其後、入獄者が獄中の狀態を詳細に記述して發表する事は公安を害すとかて、其刊行物の頒布を禁止する事になつて居るとか聞いたが、これは一度公刊を許された事てあり、又今から二昔ほど前のもので、其後漸次改頁を加へられて今は斯る事の存在するてもなく、いはゞ歴史に屬する滑稽事てあれば、何のお咎めもあるまいと信じて居る

大小便の壺掃除

新入檻には便所の設け無し、奇妙なる箱に壺を入れ其上の口より大小を便し、毎朝其壺を引出し檻外の便所に持行きて掃除す、其行動總て看守の號令に隨ひ列を正し序を亂さず、恰も鴨川踊の如し



●檢視所の裸體



これは人間汚辱の極點なる事なれども、亦一方より觀察すれば滑稽の最大なる事なり、三千の囚徒は午後五時の罷役後工場にて夕食を喫し、一同各檻房に還るの際、檻の一隅にある檢視所にて短衣股引褌等の役衣を脱し、圖の如く一本の柱にからみて口中、手裏、腋下、股間、等を現出して反則の物品を隱匿し居らざる事を證明し、立合看守の「ヨシ」の號令を待つて此關所を通過し、一隅に至りて更に長衣を着し各自の房に入るなり

●奇妙なる雨具



一幅の鳥羽繪を見るが如き滑稽の快感あるは雨中の囚徒の姿なり、圖の如く笠と簑との連續したる藁製の輕便雨具、例の口賢しき囚徒の事とて、之を田舎の野壺の蓋に似たりと呼く者もあれば、又橙樹の霜除けの樣なりと笑ふもあり、兎に角娑婆には無き奇妙にしておもしろき雨具なり

但しこれは就役外の時に被るなり

●棒奪と遠見燈うばひ

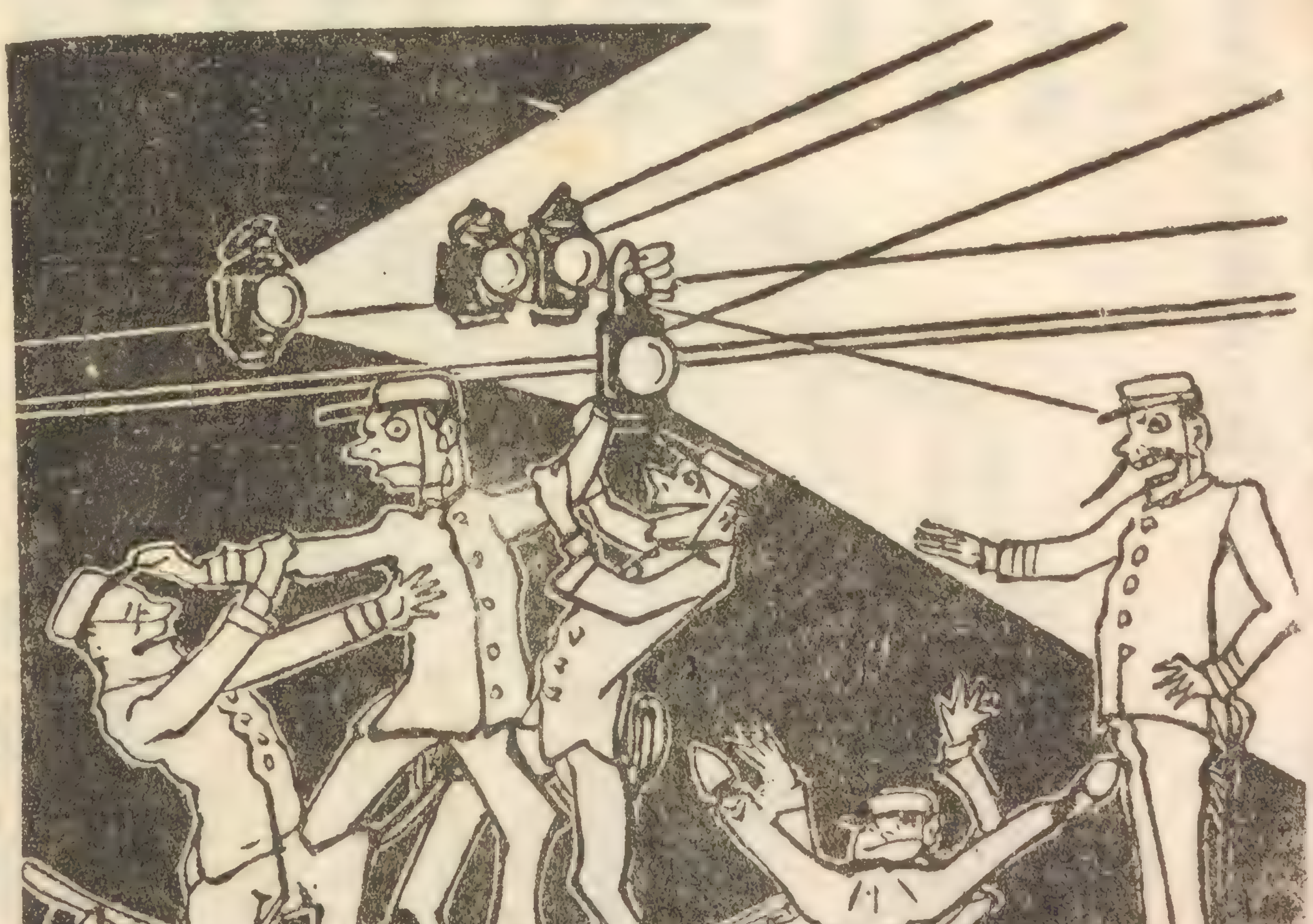
囚徒は罪人、看守は官吏なれども、其性情に至つては殆ど

看守
「コラ〳〵
何をする、
ドレデモよ
いじやない
か



相均しきもの多し、玆に其滑稽なる一例を擧ぐれば、食物運搬の囚徒が、互に先を爭ふて擔ひ棒の眞直なる肩當りの好きを撰り取らんとし、時には奪ひ合ひの喧嘩を演じて看守に叱らるゝ事あり、是と同じく夜勤の看守連は、互に先を爭ふて遠見燈の目方輕く燭光の明るきを撰り取らんとし時には奪ひ合ひの喧嘩を演じて部長の眼玉を受ける事もあるなり（此燈にて室內の動靜を監視す）

部長
「コラ〳〵
何をする、
ドレデモよ
いじやない
か



此一對談は聽き書きにあらず、予が實際を見たる事なり、囚徒が棒を奪ひ合ふことは、殆ど毎日の如く連續して居たが、看守の方はサスガ役人だけあつて、一度叱られた以後奪ひ合ひの立廻りはなかりし

●醫界の献身者

西洋醫術の進歩は日就日將にして新藥劑の發明も亦尠からざることとなるが、獨逸などより我國へ其新藥劑の輸入ありし時、風土體質の異る我國の病人に服用せしめて果して効能あるや否やの計られざるものは、之を各地の監獄醫に廻附して、病囚に試ましむるを例とせり、されば斯る病囚は意外の快復を得て難病の全治する事もあれば、又思はぬ吐瀉を催ふして大に苦しみ、甚だしきは一命を落す者もありと云ふ、醫界の献身者、吾人は彼等に感謝の念を拂はざる可らず



●天職者の勞役（ユスリ新聞社員）

天職と自稱する新聞記者がユスリ罪にて獄に在る者多し、京都養老新聞記者藤井松太郎と云へるが脅喝取財の再犯にて重禁錮八月、此者は便所掃除の役を命ぜられ毎朝糞桶を擔ぎて予の在房外を往復せり、二十七八新聞神戸支局員岩本礎七郎は同前にて重禁錮六月、此者は埋葬係とて引取人なき囚徒の屍體を長柄に送る役なりし、天職者が斯る營役に服す、大滑稽ならずや

當時大阪の惡竦新聞記者が、脅喝罪にて監獄に繋がるゝ者多かりしなり、予の『在獄日記』にも左の一項あり

「△七月十五日、ユスリ屋を以て有名なる『二十七八新聞』



の社主森田愿は、去る三十四年の春頃、第六十六銀行を喝脅して金三百圓、中井洋紙店を脅喝して金二百五十圓、大阪商工銀行頭取前川彥十郎を脅喝して金百圓を強取したる犯罪にて重禁錮一年六月の刑を受け、其裁判確定して第三男檻に送られ來る、新聞社主なりとて、自ら優遇を請願し、尙宮武外骨の如く獨房に居らしめられたしなど云ひし由なるが新聞社主なるも破廉恥罪人のことなればとて一切許可なく、雜檻に入れられ第六工場に配せらる、此森田愿は關西ユスリ屋の親分なり」

新聞記者と自稱する囚人は多しといへども、新聞紙法の違反罪なるは十中に一二もあらず、概するに脅喝取財或は詐欺取財の犯人なり



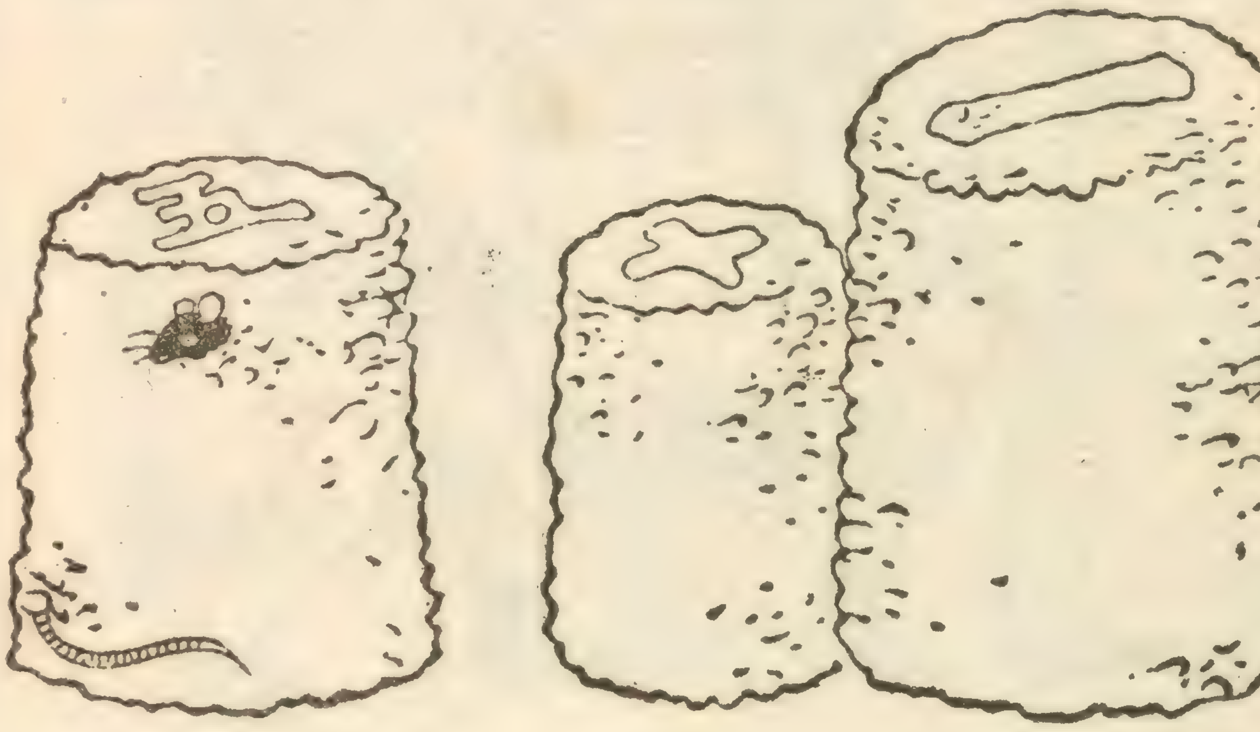
●便所にて殘飯を食ふ

囚徒には紀律正しく一定の食料を給するの外、間食は一切許さゞるがため、食慾の奴隷たりし者、又は社會に於て強役に服せし者が、突然監獄に入りて一定少量の飲食物を給せらるゝ時は、日夕空腹の嘆を發して、恰も餓鬼道に陷りしが如き狀態なるが是等の徒は常に他囚の殘飯を乞受けて食し、或は殘飯桶に手を差入れて盜み去る者も少からず、斯る行爲は獄則の禁ずる所にして、數日の減食罰を受けざる可らざるを以て、是等の徒が其殘飯を食する苦心の方法には種々滑稽なる事あり、茲に圖するが如きは其一例に過ぎず



●文字入りの飯

囚徒に給する麥飯は其分量によつて十一等に別ち一等食なるものは一日三食分にて九合、十一等食は三合なりと聞く、此一等食は土工木挽工等强役者の食量にして十等十一等は無定役者の食量なり、飯は麥七米三なるが其形は玆に圖するが如き突抜きにして、上部に一々其等級の字を表しあり、二千幾百名の食料を僅かの時間内にて炊ぐ事なれば、總て粗雜を免れず、其土砂木片等の混入し居ること驚くばかりにて、甚だしきは小兒の手球石程のもの混じ居ることあり、蟋蟀の如き蟲の煮込まれたるもあり、又最も奇とすべきは「ヤー此飯の中には鼠が居る」と騷ぎ出したる者ありし事なり、噴飯々々



●看守の苦役

官吏の種類多しと雖も、監獄の看守、警察の巡査ほどツラキ職務は他にあらざるべし、今其看守に就て苦役の一斑を云はんに、月給は九圓より十五圓までにて、日勤者は朝の四時に出頭し、囚徒同樣一々點檢を受けて勤務に服し、夕の六時漸く歸宅を許さる、隔日勤めの者は朝の七時より翌朝の九時頃までなるが、其夜勤は勞苦の最も大なる事と察せらる、晝間の疲れにて睡りながらの巡回は珍しき事にあらず、其甚だしきは、手に持てる遠見燈を地に落せし戞然の音響にも尙眼を醒さず、御擔當〳〵、火事になります」と房内の囚徒に叫ばれて初めて氣附くが如き事あり、拂曉の頃には大抵壁に靠れてグー〳〵と熟睡し居れり斯る體を典獄又は看守部長等に認められし時は、始末書或は進退伺書を徴されて、結局四五十錢の罰金に處せらるゝなり



奇なる舟と馬車

大阪堀川監獄の未決囚徒を若松町の裁判所へ送るには陸路を例の馬車にて往復すすを常とすれども、呼出人數の多き日には、堀川より舟にて送るなり、其舟は中央を通路とし左右兩側に腰掛を設けて一人々々に仕切り、一艘に三十人内外を詰込む陰欝の搆造なり



滿期放免者の服裝

囚徒と成りし十中の九は、突然拘引されて監獄に入りたる者共なるが、其後衣類の差入もなくて、滿期放免となる者少からず斯る連中の姿には隨分滑稽なるもの多し、暑中にドテラを着し、晴天に高下駄を穿き、或は不體裁なる携帶品ある等、其千狀萬態奇觀ならざるはなし

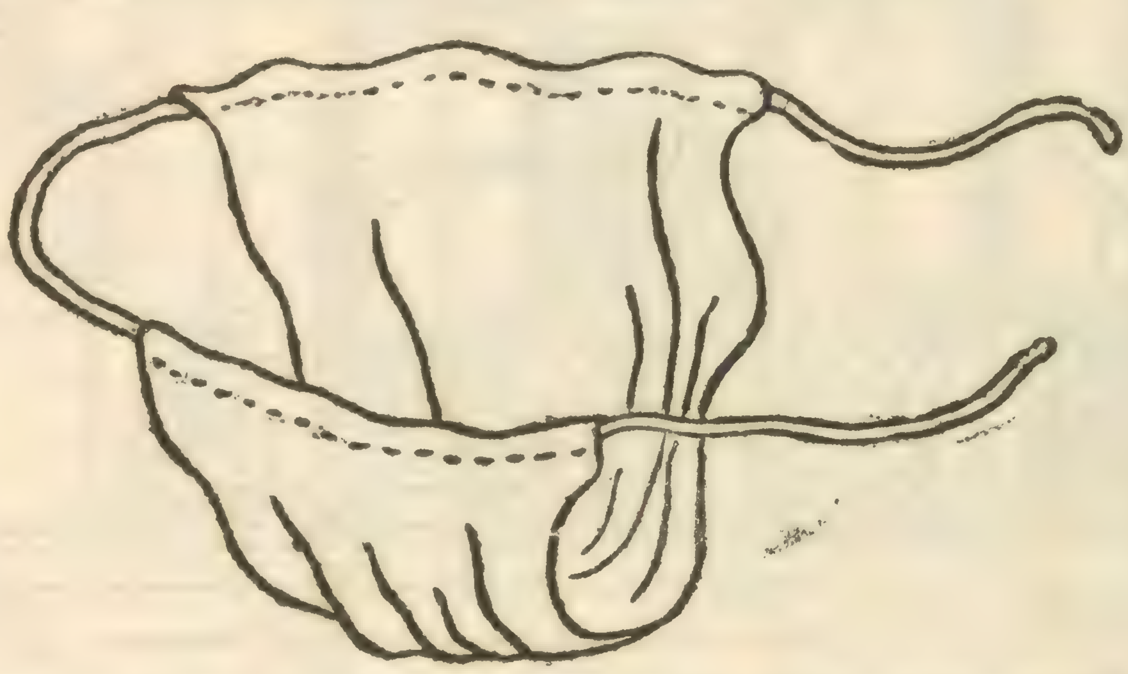


●節約的新形の褌

娑婆にて男の締る褌は、六尺布か越中褌か、近世のサルマタ等なるが、大阪監獄にて囚徒に給與する褌は、此圖の如きものなり

一尺五寸許りの赭布に細紐を付け、脇下にて結ぶやうにせし物なるが、何人の考案なるか、頗る簡短にて要領を得たる節約的新形の褌なり

俚諺に「あて事と越中褌は向ふから外れる」と云ふと雖ども、此越中褌の變形物は横から外れるなり



近頃(大正十二年)此輕便褌を坊間にて製造販賣する者あるにや、或人の談によれば、湯屋にて此褌を締め居る者を見しとなり、晒木棉に白紐を付けしものにて、それがミシン縫なりしと云へり、若し賣品にあらずとせば、監獄歸りの人の手製なるべし

●餅にて毆打せし罪

ある日、看守某の語りし所を聞くに「一男檻の少年四は、手におへぬ餓鬼共ばかりである、お前は何をして此處へ來たのかと問ふて見れば、大概見習スリのやり損じてある、或一少年に向ふて「お前の親は何をして居るか」と問へば、「犬殺しぢや」と答へる「お母は何ぢや「お母は寺町て淫賣をして居る」と耻る氣もなく答へる「お前は何をしたのか「ワシか、ワシは竊盜と毆打罪ぢや」「小供て毆打とは如何な事をしたのだ「それか、それは十町目て婆が餅を燒いて賣つて居たから、其燒立の餅を二ッ三ッ引さらッて逃げ出したら、婆めが追駈けて來て、此坊主何をするのだと袖をつかまへて放さぬから、欲いなら返してやると云ふて、其餅を婆の顏へ打ち附けてやつた、そうすると、餅がつぶれて熱い餡が顏に附いたので婆は燒傷(やけど)をした、其婆に怒られて交番へ連れて行かれたのだ、燒傷をさしたのが毆打罪ぢや」との話てあつたが、隨分面白い事てはないか」云々

(了)

報知舊聞

明治五年六月創刊の『郵便報知新聞』といふのは、現在繼續せる『報知新聞』の前身であるが、此初號以下の四十七冊を去日珍品として金十五圓の高價で購入した、今は日刊であるが、創刊當時は半紙八九枚綴の雜誌體で、毎月五回發行のものであつた、東京横山町三丁目の太田金右衞門といふ書肆兼郵便役所が發行元で、記事の主なる材料は驛遞寮から供給されて居たものらしい、それが第五十四號を發行の後、米澤町三丁目に移轉して報知社といふ社名を設け、明治六年六月二日から洋紙一枚の兩面に印刷した日刊新聞に成つたのである

此創刊當時の同新聞は、幼稚なものであるが、明治維新過渡期の産物として、一事一項多少の感なき能はずである、其中の十數節を茲に抜記して温知の料に供する

此『郵便報知新聞』は第一號から四十六號までは全部木版彫刻の手摺物で、第四十七號から初めて鉛版の四號活字で印刷してある、編輯者の署名も發行日も記してない

●書籍院設置の建白書

今は全國に千二百餘の圖書館を有する我國も、五十年前の明治五年にはそれが一つも無かつたのである、同新聞第一號に左の記事が出て居る、マダ圖書館といふ名詞もなく、書籍院と云つた所がおもしろい

○文部省出仕市川氏書籍院ノコトニツキ建白大意

今ヤ我國庶政一新、内ハ學校ヲ府縣ニ設ケ、外ハ生徒ヲシテ歐米ニ學バシメ、將ニ大ニ期スル所アラントス、加之近者都下ニ博覧會場ヲ開キ衆人ニ縱観セシムル等、凡テ人才化育ノ方ニアラザルハナシ、而シテ今日尚一層文化ヲ進ムルノ擧ハ書籍院ノ設ケニ如クハナカルベシ、其方ハ府内市街ニ接近セザル高爽ノ地ニ於テ一大書院ヲ建テ、其四周皆數層ノ架ヲ設ケ、所有ノ群籍ヲ區分シテ架上ニ收メ、凡案ヲ列ネ普ク諸人ヲシテ此處ニ來リ其書ヲ繙閲セシムルヲ許シ、博ク考古徴今ノ資ニ供シ或ハ著述編輯ノ便ニ充ツベシ、是人ノ才ヲ増シ國ノ益ヲ生ズルノ根原ナリ、所謂開卷有益ノ大ナルモノニアラズヤ云々此建白によつて同年の夏、東京湯島の博物館(舊聖堂)内に書籍館を創設したのであらう

●財本流通機關のバンク

同新聞第二號に「滋賀縣ヨリ爲替取立伺書」と題せる一節があり、滋賀縣下へ銀行を建てたいとの願書を抄錄したものであるが、其文句中に

財本を流通スルハ彼ノ「バンク」ヨリ善ハナシト存候處、當縣ノ如キ前條ノ景況ニ依レバ最モ「バンク」必要ニ有之、就テハ縣下ニ從前公許ヲ蒙リ居候爲替會社ナル者僅ニ營業イタシ候ヘドモ、未ダ前件緊要ノ用ヲ爲サズ、依テ今般更ニ規則ヲ立テ百萬兩ヲ積立サセ、則チ江州「バンク」ト爲シ、大ハ天下ノ公益、小ハ當縣下人民ノ福利ヲ謀ラシメント存候云々

とある、此「バンク」とは「銀行」の事を云つたので、當時はマダ「銀行」といふ名稱がなかつたのである。「銀行」といふ名稱は、此二ケ月後、即ち明治五年八月に三井組から願出た國立銀行といふのを許可する事になつた時に始まつたのである

此「銀行」の名稱が出來たので、所謂イカサマ銀行が各地に續出したと見えて、翌年五月に次の如き大藏省令が出て居る、總裁の大隈八太郎重信は此年三十一歳であつた

第八十五號　府縣

各地方ニ於テ從前掛屋名義之者有之候處現今某縣銀行ト相唱掛札致シ候向モ有之趣元來銀行之名稱者其條例を踐候上ニ而紙幣寮ヨリ許可ヲ受相唱候儀ニ付猥ニ銀行之名目相唱者不都合之次第ニ付私ニ銀行ト相唱候儀一切不相成候條各地方廳ニ於テ不洩樣相達右樣之者有之候ハバ早々改稱可申付候此段相達候事

明治六年五月三十日

大藏省事務總裁　參議大隈重信

●竊盜犯人を銃殺の刑に處す

明治政府と成りて以來、罪人を死刑に處するには專ら絞首又は斬首したのであるが、例外の事が同三號に出て居る

〇元兵部省鳶人足藤吉並定次郎といふもの兩人同輩多人數を結び、客歲十二月以來兵部省の長屋におゐて、毛布その外種々の物品を盜み取りたること數度あり、よりて越中島におゐて銃丸をもつて打殺せられたり、さて罪人を死刑に處するに銃を用ゆるは、これまで我國になきことなればこゝに揭げて世に示す

歐米の例に倣つてチヨット試みた事であらう

●時計の十字と書類の十字

昔は錢一文二文といふことを、一字二字と云ひし者もあつたのである、伴蒿蹊の『閑田耕筆』にも「今持てる所の錢十字を參らせん、芋をとゝのへ給へ」とある、錢面に文字があるのに基いて云ふことであらう、それとは變つた話だが、同新聞の第六號(明治五年七月發行)に

○或る士人奈良縣廳へ呼出されしが、溜に待居たるとき一僧侶と椅子に對倚し楣間の掲示文を見、願伺のことは十字限とありたるを見て、僧よりその士人に云ひけるやう、如何なる文人辯者といへども唯十箇の文字を以て情實を盡し得んや、簡便を示すも餘りなりと語りければ、士人も御尤なりと答へたりとぞ、一笑

明治初年には、時計の五時十時を五字十字と書いたのに因る笑話である、「字」を「時」とも「刻」ともよまないのであるが、これは羅馬數字の字によつて云つたのであらう

●世界ネクカヘシの浮說

此地球にネリカヘシの時あるべしとは、古今の博物學者が唱ふる所であるが、其時がイツであるかは人智て豫測すべからずであるに、天文學者などが、潜在意識の妄動で、根據なき浮說を流布する事があり、明治五年にも此浮說が行はれたらしい、同新聞第九號に

○當秋は其國郡を廢滅し開闢以前の混沌のありさまになる可し、就ては亞細亞洲中に住めるものは最も用心あるべしと、英國にて天文學者の云ひしとて、一犬虚を吠へ萬犬實を傳ふの習ひ異口同音に語りければ、愚民ども大に恐れ、或は天が落ると云ひ、或は世界が微塵になると云ひて、今にも命はなきものゝ如く思ひ、家業を治めず料理屋に往き放飲するあり遊所に通ひて逸遊するあり、斯て七月中旬に至りたれども、星も落ちず天も碎けざりしが、同月十四日の節季になりて、斯の如き愚人の家には火の車の墮て大に困苦せしとぞ

『奇態流行史』に載せてある明治十四年の世界轉覆奇談なども、右の如き浮說の繰返しである

明治四十年頃にも、何處かの外國學者が唱へ出した事だと云つて、來る何月何日には此地球と月世界とが衝突して人類が全滅するとの浮說が行はれた事もあつたが、前々の世界ネリカヘシ說と同じ虚妄だらうと云つて信ずる者はなかつた

●穢多の睪丸は玉が一つ

極端なる階級思想で賤民の一部を穢多と稱して蔑視し、剰へ生理的にも平人とは相違せる點あるが如くに誣ひて、穢多の女には陰核が無いとか、男女とも膽は土であるなど云つた例もあり、又穢多の睪丸には球が一つしかないものと信じて居た者もあつたが、其事につき同新聞第九號に左の如き悪洒落が出て居た

○濱松縣管下掛川中町の菓子職人萬吉といふもの、同町某の抱絃妓元吉といふものと情死におよびたり、さて其情死のさまを問ふに、錆たる出刄庖丁にて元吉の喉をさし愈々絶命と見へしとき、萬吉は自ら陰嚢を割き其上喉と肚とを傷りたれども死せずしてありしに、廳に訴へられ治療を受けたり、然るに醫の陰嚢を縫ひたるとき玉一ッならては見へず、因て醫師率然と云ひけるやう、玉の一ッといふことは之あるまじ、是は必ず平人にあらず御布令前の穢多ならんと語りしに、其妻の云く、否穢多には候はず下手なる職人に候と云たりければ、一座これがため一笑せしとぞ

これは事實でなく虚構の坐談であらう、昔好色男が途中で穢多の美人を捕へて挑んだ際、其美人が「ワタクシは穢多でございます」と云つた「エタ」を「ヘタ」と聽き違へて「ヘタでもよい」と云つたといふ古い落語の燒直しらしい

●穢多饗應と通婚

前項の如き悪洒落を一笑の價値ありとして掲出せし同新聞記者も亦、全く舊想に囚はれたる愚昧の輩である樣だが、實は所謂開化先導の記者であつたと見え、同號及明治六年一月發行の第三十三號には、左の如き記事が出て居た

○越中國新川郡富山町戸長村豊といふもの、平民籍に編入するを忌はしく世人の思へる穢多非人を集め、錢三百文宛を遣し沐浴せしめ、これを座敷へ招待し最と懇に饗應し、豊夫婦も座にあり周旋せしかば、人民大に開化のありがたさを知りたり

○白川縣士族西某なる者、八代縣下高良村元穢多某を養子となせり、從來歯せざるの積習を脱し、斯く螟蛉の義を結びしは開化に體するの活眼歟

新政府が穢多の稱を廢して平民と同等たらしめた當初の、舊習を脱しない頑民中にも、斯かる開化の人があつたに、今尚交際通婚を忌避する者が多いのは嘆ずべしである

●那須野にジエンネルの祠

古來我國には印度や支那の人物又は偶像を神として祭つた例はあるが、泰西人を祭つた事は聞かない、同新聞第十四號(明治五年八月發行)に

○元太田原の醫師北城諒齋といふ人蚤くより牛痘の世に益ある事を知りて、愚民等を諭し二十四年の間に凡一萬餘人の小兒を種痘せしとなり、近頃那須野の原の傍らに一ツの祠を營み、牛痘發明の祖なる「應涅兒」氏を神に祭り、多く幼童の大厄を逃れ一生安穩を保つの厚恩を報じ世人にその基起を辨知せしめんがため、則宇都宮縣へ祠堂取設けの願ひを出せしとぞ

此祠堂建立の事、當時認許を得たか否か、又其祠堂現存するか否かは知らない

●十二三歳の少女に齒黑染の騷ぎ

愚民妄動の一事として同第十四號に、三潴縣即ち筑後國一地方の消息報道を掲げてあつた

○三潴縣より頃日歸京せし官員井上某の一話

全國一般戸籍改正にて管内悉く取調におよぶところ、いづくより云ひ出したるにや、方今專ら外國と交際の折柄なれば、住居並出生年限等取調るは全く未の年出生の女にて未だ嫁せざるものを調出し、外國人へ遣はさるゝ爲なりとの浮說を唱へのゝしりさわぎける程に、管内の騷動大方ならず、依て町村の役人種々說得を加へけるに、猶疑惑を增し動搖に及ぶべき形勢なるに、また何者か云出しけん、外國にては縱令少女にても齒を染たるものは良人あると思ひ、猥に連行ざるよし取沙汰しければ、娘を持たるものゝ宅へは親族集り、僅に十二三歳の少女に强て鐵漿をつけさせうろたへさわぎける程に、官廳より官員出張してさまざま說諭を加へけるゆゑ漸く鎭靖しけるとなり、如何に僻邑の愚民なればとて、あまり取越過ぎたることどもなり

此年十一月、明治新政府が徵兵の告諭として公布せし文中に「血稅」の語があつたのを誤解して、人民の生血を絞つて外國人に賣り、外國人は其生血を陶器の彩色に使用するのだと云つて騷いだのと同樣の妄說である

(徵兵告諭文中) 人タルモノ固ヨリ心力ヲ盡シ國ニ報ゼザルベカラズ、西人之ヲ稱シテ血稅ト云フ、其生血ヲ以テ國ニ報ズルノ謂ナリ

●神佛の偶像を破壞す

大政維新の際とて、醜陋なる淫祠、由緒なき偶像等を破壞せしめた事も多かつたが、其實例と見るべきは、明治六年一月發行の同新聞第三十四號に載する左の記事である

○山形縣管下十日町に市神石と稱する石ありて、古來より郷人これを神とし尊むこと大方ならず、其深さ數仞にして、其根は數町隔りたる稻荷の社地迄も通ずるなど云ひ傳へて、毎年正月十日には山形及び近村の男女群集せること夥し、俗に厄年といふに當る者は貧富に應じて金錢を投ずるにぞ、貧民爭ひ取らんとして或は疵受け血を流す者あるに至る、然るを今般與膳典事親しく町會所に至りて戸長を集め、此石を崇尊することの無謂ことを説諭し、土木掛りの官員小林昴、橋本政信等に命じ、其地に臨みて此石を堀り始めたるに、元來深さ幾仞なるや不ㇾ可ㇾ測など傳稱せしが、僅に根入二尺計りにして根も無き石なりしかば、至て容易く拔き取りて又もや妖言の起らぬ爲め、石をば縣廳の庭先に横たへ打臥せられたり、こは其昔如何なる人の斯る根なし石を根ありとして根もなき怪異の説を附會したりけん、數年の間多くの人を惑はしたるも、典事の明識に早くも拔き去られたるはいとも快きことになん

此外、同新聞の第三十二號には、簡短なる左の如き報告を載せてある

○山形縣郵便掛より報知に、管内道路田畔の傍らに、湯殿山の供養石、其他神佛の名號を彫り付けたる石像堵婆の類等、縣廳より嚴令ありて、去月中に悉く皆取り除きたり

此嚴令の實行によつて、前に掲げし市神石撤去の事があつたのであらう

尚同新聞第三十五號には、敦賀縣廳より管下へ諭達せし布令を掲げてある

一般埋葬場等を除くの外、山園田畝又は路傍、總て謂(いはれ)なき地に設立有之候堂宇、石佛、石塔の類、十一月二十九日限り一切取除き、石佛抔は敷石、靴ぬぎ、其他無用を以て有用を助け候場に用候儀不苦云々

舊物破壞政治の際は、斯の如き極端の布令も亦其要ありとしたのであらう

＊　＊　＊　＊　＊

醫師の少女凌辱加害罪

娼妓檢黴の事は明治五年の春頃より全國に實施されたのであつて、各地に忌避の奇談も多かつたが、同新聞第三十七號に載する左の一事は、其忌避の奇談ではなく、好色醫師の失態談である

○足羽縣下敦香某より東京友人へ來書略

此頃當地にも娼妓陰門檢査の事始まりしより、醫生萩原某なるもの徒らに朝意を名とし漫りに遊妓を呼出して檢査せる其中に、一少女の年纔に十二歲なるありて、其嬋姸たる恰も未開の梅の如し、醫生これを檢せんとするに嬌羞を帶て肯ぜざりしを、强てこれに機械を用ひ誤つて花唇を綻しむるに至り、啼聲外に聞へしかば、傍人走せ行て介抱するといへど、其後未だ平癒には至らざるよし、實に千載の一笑と云ふべし

此報告につき、同記者の評に曰くとして「天下怕るべきものは庸醫にして、憐むべきは少女なり、思ふに地方の人民誤つて彼の刀圭に觸れ、其生命を危ふするもの幾人ぞ、抑もかゝる痴漢をして醫業の門に入らしむるは、いづくんぞ其術の仁なるにあらんや」と痛罵してある

復讐を禁ずる布令

親兄弟又は主人のために復讎の私刑を加ふる事は、古來善事として公許されて居たのであるが、明治六年一月、新政府は布令を出して之を禁止した、同新聞第三十八號所載

○人ヲ殺スハ國ノ大禁ニシテ、人ヲ殺ス者ヲ罰スルハ政府ノ公權ニ候處、古來ヨリ父兄ノ爲ニ讐ヲ復スルヲ以テ子弟ノ義務トナスノ風習アリ、右ハ至情不レ得レ止ニ出ルト雖モ、畢竟私憤ヲ以テ大禁ヲ破リ、私義ヲ以テ公權ヲ犯ス者ニシテ、固ヨリ擅殺ノ罪ヲ免レズ、加レ之甚シキニ至リテハ、其事ノ故誤ヲ問ハズ其理ノ當否ヲ顧ミズ、復讐ノ名儀ヲ狹ミ濫リニ相構害スルノ弊往々有レ之、甚以不ニ相濟一事ニ候、依レ之復讐嚴禁被ニ仰出一候條、今後不幸至親ヲ害セラル者於レ有レ之ハ、事實ヲ詳ニシ速ニ其筋ヘ可ニ訴出一候、若無ニ其儀一舊習ニ泥ミ擅殺スルニ於テハ、相當ノ罪科ニ可レ處候條、心得違無レ之樣可レ致事　右御布令アリ

此後此禁令を犯して舊式のカタキウチを遂げた者もあつたが、其中で最も著名なのは、明治十年頃、臼井六郎が東京三十間堀で親の仇として某を暗殺した一件である

夫の奸通を訴へし妻

近頃の新らしい婦人は、現行刑法に有夫の婦の奸通を罰して、有妻の夫が他の女に關係する事を罰しないのは不公平であるとして、奸通罪を刑法より削除せよと運動して居るが、其男尊女卑の最も甚だしかつた一例が同新聞第四十號に出て居る。明治六年一月の裁判である

○濱田縣管下石見國邑知郡湯谷村日雇稼萬平なるもの、近村の農某の妻と奸通せしを、右萬平の女房りと、これを知り、直に其由を縣廳に訴へければ、糺彈の上姦婦姦夫は徒刑三年、りとは夫を訴へたる科に因り金七圓五十錢の過料を申付られたり

此妻を罰金に處せし擬律の法文は、明治三年制定の『新律綱領』に「妻妾、夫及ビ夫ノ祖父母、父母ヲ告ル者ハ、實ヲ得ルト雖モ、徒二年半」とあるのに據つて、徒刑に處すべきを、情狀酌量て罰金に處したのであらう、妻たる者が夫の犯罪を告發するのは、服從を美德とせし奴隷制度の時代には赦すべからざる罪惡としたのであるが、男女同權說の行はれた後の刑法には之を削除してある、然し如何に新思想の現代にても之を正當の善行爲と見る者はなからう

娼妓解放令の結果

當時の愚民共が「牛馬きりほどき」と呼びし人身賣買を禁止せし僕婢解放、娼妓解放の令が出たのは、明治五年十月の事であるが、これに就ての善惡の二事が同新聞第四十號と四十一號に出て居る

○嚮に遊妓解放の御沙汰ありし時、石川縣管下金澤兩新地を始め、加能兩州の遊女屋は何れも御主意を奉體し、抱への婦女は殘らず親元へ差戾し、中にも小枝屋清四郎、山屋清平、其他大新庄屋などは、新調の衣服を與へ路費を惠みて懇に送り歸したり、實に山間僻地には稀なる事と賞すべし

○府下内藤新宿三町目貸座渡宮世八杉彌助なる者、先般解放相成りしとみへ、身代金並貸金十圓有之を、同人親齋藤瀨平へ差出方談判に及び、强て受取たる科違令律に依り司法省に於て御糺しの上、懲役四十日、右金子は瀨平へ差戾し被仰付たり

此果斷實行も資本制度の餘弊として永續せず、間もなく舊態に復して、人身賣買の事實が行はれ、今尙婦女の牢獄が存在して居る

●チョン髷きりの斷髮厲行

男子の結髪を廢して西洋風の散髮にせよと、新政府が告諭を出したのは、明治四年八月であつたが、其容易に普及しなかつた事實が同新聞第三十六號及び四十七號（同六年四月發行）に出て居る

○山形縣より報知管下布令　御一新以來追々從前の風俗を改め、すべて輕便簡易を主とし、煩冗の虚裝を省き候御主意に付、高貴の人々を始め、悉く致ニ斬髮一候程の儀に候得ば、末々に至りては猶以速に斷髮輕便を旨とし、虚裝を省き可ㇾ申筈に候處、却て舊習に因循致し、半髮又は束髮等にて不ニ相改一者も有之。左候故管内上下區々の風俗にて、一般平民の中に自ら區別を生じ候樣成行、中には斷髮は官員又は役人の事にて、農商の身には似合しからず樣相心得、たま〳〵御主意を辨へ斷髮の者あればこれをそしり候者も有之由、畢竟心得違ひの筋に付、來ル一月中限り管内男子の分は、老幼共一般斷髮致候樣村々役人より精々説諭に可ㇾ及候

○青森縣下金子某より來書に、當三月十七日縣廳より男子斷髮可致の御布達ありて、戸長より説諭に及びしに、一晝夜にして九分通り斷髮、在村も過半に至れりと、又福岡縣よりの報知にも、今度斷髮の内諭ありしが、皆其便を知り、十に七八は命を奉じたりと、夫れ人の舊習を移すや誠に難し、縣官の配意も思ふべし、然るに此頃聖上御斷髮遊ばされし由なれば、遠鄕頑固の人民と雖も、これを聞て其化に嚮はざるものあらんや

斯く役人よりの説諭、新聞雜誌等にての唱道があつて、漸次斷髮するに至つたのであるが、頑固の舊弊人て、明治二十年頃迄もチョン髷て居た者が多かつた

●毛色かはりの卯詐欺

明治五年六年の頃、舶來の兎が大流行て、毛色の異つた珍品が、一頭三百圓五百圓にも賣買された事は『奇態流行史』にも記してあるが、同新聞第三十九號（同六年二月發行）に

○府下濱町二丁目志原惣三郎方同居彌三郎なる者、人の賴みあれば、白兎の毛を染め種々の模樣を顯はし、又これを販賣いたし、若干金を衒取る科を以て、詐欺律に依り懲役六十日被仰付たりとぞ

斯かる詐欺手段の奸商に騙瞞されて巨財を失つた欲深のバカ者共も多かつたやうである

●月刊が日刊と成る

此『郵便報知新聞』は、前に記してある通り、月刊のものを日刊に變更して漸次發展し、明治十年後には、藤田茂吉、栗本鋤雲、箕浦勝人、大江直などいふ當時の名士が記者として活動し、追つては矢野文雄、加藤政之助、尾崎行雄、吉田熹六、森田文藏なども加はり、題號も「郵便」の二字を削つて單に『報知新聞』と改め、其間社運の盛衰變遷もあつたが、兎も角五十二年繼續して今日の隆昌を見るに至つたのである、其昔、月刊から日刊に變つた時、即ち月刊の最終たる第五十四號の附録に掲出してある社告(稟白)の全文を左に拔載して、靑二歳の當年を偲ばしめる

稟白

○開化の先導文明の捷徑は新聞紙に若くものなしと、爰に壬申六月開局せしより、府下近郷は言ふに及ばず僻地と雖ども、郵送の飛便に托し各地に馳達して諸君子の愛觀を得、弊社既に望外の歡びなり、然るに從來月々五次の發兌にして遲緩の患ひなきを得ず、又丁數の限りありて遺漏なきを免がれず、故に當六月二日より兩面一枚紙へ摺立、日々出版に改定仕候間、益御高評を玉はり、因て珍説異談總て見聞せらるゝの眞事、其他建言論説等に至る迄、尙一層報知を玉はらことんを冀ふ

○今度一枚紙にて每日出版に相改候に就ては、是迄五次發兌の割を以て前金請取候はゞ、改定規則に從ひ右前金の內を以て配達仕候

○一枚定價壹錢六厘

今般發兌號より一ヶ月分引受候向は平均前金一割引、半ヶ年分同二割引、一ヶ年分同三割引

右の通相定前金受取候上は日々順次に御屆申上候

○當社是迄橫山町三丁目にて發兌致候所今般米澤町三丁目へ轉移致候

明治六年五月　報知社

報知舊聞　了

半男女考追補

●陰莖陰袋の出來し娘

文化十四丑年四月四日、筑後國上妻郡稻留村百姓忠吉娘變生男子と題して『寶曆現來集』に、當時庄屋某より屆出し全文を錄せり、娘の名なみ十六歲

右之者、稻留村御帳面に御座候、幼少の砌は女子に御座候處、成長に隨ひ一向女の手業不仕、十三四歲より荷負等仕候て、唯今に至りては耕作の働き專ら出精仕候て、馬牽薪を取などに罷越、男子の手業而已仕候には、親共不審に存居候に付、草刈寢入候時分を考へ、家内の者共立合改見候處、陰莖出來陰袋樣なるもの御座候、彌變生男子に相見得申候に付、猶又吟味仕候處、前書申上候通、見掛も男子と見え候事故、親忠吉且家族相改見候處、相違無御座候、此段御屆申上候、是迄は女子と帳面に御座候へ共、人別帳の儀如何可仕哉、御伺申上候、何分宜樣被仰上可被下候、尤右之者は類族には無御座候、以上

●おさとが里次郎

『武江年表』安政二年の條中

牛込若宮町淸五郎が店をかりて、酒を商ふ（居酒屋といふ物なり）遠州屋又藏が娘さと、今年十五歲になりけるが、市谷田町一丁目なる手跡指南秀堂根某がもとへ奉公仕してありしに、春の頃より男子に變ず、骨格容貌も全くの男子と成り里次郎と改む、按ずるに變生男子の事、伴蒿溪が閑田耕筆にも見え、又西土の書にも見えたり

●お鹽が鹽右衞門

明治十六年二月十四日發行『東京日日新聞』

日向都城下長飯村の平民上坂鹽右衞門と云へるは、元同地の士族野邊勘左衞門の下人盃右衞門の娘にてお鹽と云ひ、紡績を始め物縫ふ業にも暗からず、紛ふ方なき女なりしが四十歲の頃、舊主の宅へ往き男にならんことを乞て、遂に髮を截り男の姿に改めぬ、頓て妻を娶り、夫より疊刺を業として夫妻相應に世を渡れり、今年此鹽右衞門六十三歲、益々壯健にて活業を營むと云ふ、世には珍らしき事もありけり

●不具娘の腰元男

大正十一年四月二十七日發行『大分新聞』　久保田孝子寄

福岡縣遠賀郡水卷村の古賀と呼ぶ里の豪家の娘に一人の不具者があつた、今其名を詳にする事が出來ないが、先天的に左の足が短い跛である、小供の中はさしてそれを恥る樣子もなかつたが、年頃になるに從つて、その不具なのを恥かしく思ひ、次第に家にのみあつて外出をしないやうになり、後には兩親や兄弟の他、家人にすらも中々顏を見せぬやうになつた、然れば甚だしく憂鬱な女になつて如何にも味氣なく世を送つてゐるのが、兩親の身に取つては此上もなく不憫であつた、其處でせめて何や彼やの相手をする腰元を雇ひ入れたが、斯うした女にヒステリーならざる者はないので、四人五人と雇ひ入れた腰元も氣に入らず、何れも暇を出して六人目に雇ひ入れたのが同村の百姓で其豪家の小作をしてゐる者の娘であつた、年頃もよく似てゐるし百姓の娘に似合はぬ氣の利いた女であつた、處が此腰元は甚だしく其豪家の片輪娘の氣に入つて、片時も其傍を離さぬ有樣に、兩親は是て少しは娘の氣が晴れるであらうと喜んでゐた、然るに一年程の日數が經つと、不思議や娘の腹が次第に大きくなつて來た、本人は荐りにそれを隱してゐたが、兩親が病氣であらうと心配し、嫌がるのを無理に醫師を呼んで診察させると、意外にも姙娠六ケ月といふ診斷であつた、さりとて外出はせず、夫のない娘が姙娠する筈はないとて、醫師に再應の診察を望んだが、姙娠たる事は一點の疑ふ餘地もないといふ事であつた、其處で今度は嚴重に娘を責め問ふと、遂に其口から思ひも寄らぬ事が自白された、即ち腹の子の父親は其腰元で、彼は兩性を有し容貌は女で乳房も大きいが、生殖器は男女兩方を有し、女の方は甚だしく不完全だが、男の方は立派に役に立つものであつた、併し斯うと知れた後も娘が不憫さに腰元は其儘雇入れて置いたが、軈て生れた子供は父親に似てか、男女兩性を有する者て、長じて後脫疽患者として赤十字病院に收容せられたといふ

●睾丸の見えない男

拜啓　時下愈々御淸勝奉大賀候

御苦心の御著『半男女考』誠に面白く拜見仕候然るに昨十三日、當町徵兵檢査にて、小生も本町々醫として檢査場所たる鶴岡郡會議事堂に出張致候處、一寸假半陰陽らしきもの

を發見致候、そは當大山町大字大山〇〇〇〇〇といふ壯丁にて、身長五尺五分體重十二貫六百匁、尋常小學校を卒業せるものに御座候、即ち陰莖は普通より小さく陰毛も薄く、陰嚢は甚だ小さくて中央の陰裂縫合部は陷凹して、一見大陰唇の如く睪丸全く缺除す、(陰莖は龜頭裸出し尿道口あり)、徴兵醫官が少生の弟と同窓の友人にして、小生とも同校出身の關係上、親しく意見を交換致し候が、全く男性にて睪丸は腹腔に遺殘せるものと思惟致候、(檢査前に町役場にて二三回壯丁の內檢査を行ひ候も同人は何時も不來にて當日初めて發見せしものに御座候

大正十一年五月十四日　山形縣大山町　松山正中

外骨先生　侍史

●花嫁たりし男

「大正十一年十一月一日發行『東京日日新聞』

兵庫縣養父郡養父市場村藪崎橋本兵吉(二八)は、今でこそ男だが、十五六歳の時は、髮は桃割に結つて村では美しい娘の一人で、二十歳の時に朝子郡の或る家へ嫁ぎ、六年間も夫婦間睦まじく暮したものだ、今は口髭を生して立派な男となつて、ツイこの間まで神戸の或る會社の仲仕を働いてゐた、ところが同人は神戸に來る以前大阪で或る女と內縁を結び立派な夫婦となつて同棲したことがある、離縁となつて朝子郡の緣家から歸た後は、大阪に飛び出して下女奉公をしたが、金に困つて窃盗を働いて入監した、大阪で女房として同棲した女はその時獄内にゐたもので、出獄と同時に斷髮して男となり、その女を妻として一家を持つた、その兵吉が今度レールを盜んで捕はれ二度の暗い勤めをする、彼の性と犯罪には何か關係があるらしい

●陰膣ありし輝男

大正十一年十二月二日發行『河北新報』　高橋青水子寄

兩性の人間といつても種類は一樣でなく、所謂假性半陰陽の人間があり、また體内外部共に男女兩性を具へてゐる眞性半陰陽の人もあるといふことだが、十數日前東北大學醫學部附屬醫院の關口外科に、岩手縣花卷在の松野たけ子(假名)と呼ぶ一婦人が輝男さん(假名)と呼ぶ可愛坊ちやんを伴れて「此男の子の局部の手術を關口博士にお願ひ致したいものです」といつて賴みに來た、この婦人が伴れて來た輝雄さん(三つ)と呼ぶ坊ちやんは前に述べた世にも珍しい假性半陰陽の小供で、醫學的には內外共に間違ひのない男

の兒であるが、只不思議なことには、其局部に女性の生殖器をも有して居る事である、その後輝男さんは母さんと一所に入院して關口博士の手術を受け、造化の神の悪戯から出來た局所の畸形も今日では瘢痕を止めぬまでに治愈し、今後一二週間位で全治退院するといふ話だが、同科醫局員の語る所に依れば、この種の特異性の手術は幼兒なれば幼兒である程手術上に危險が伴ふ虞はあるが、反面に於て幼兒なれば、手術した場所が生長するに隨つて自然的の格好に癒るから最も都合がよい、結婚後に於ける悲劇も除かれる譯になるといふことであつた

●母方が父方に成る

姙娠中に合意の離縁と成れば其生れたる兒が、男なれば夫が引取りて養育し、女なれば妻方に附するといふ事は、古來の慣例にて、公然の夫婦たらざる私通男女の間にも行はれ、古き俚言にも「男の兒は父に從ひ、女の子は母に從ふ」といへるがあり、此慣例に據る約束にて夫婦別れせし相州足柄某村の女は、其生み落せし子が女の子なりし故、自己が育て居りしに、五六ヶ月目の頃より、生殖器に異狀を來たし、陰核膨大して男形の如く變じたるに愕き、之を醫師に診治を乞ひし結果、全く半假陰陽の男性たりしこと判明し、早速其子を男の方へ引渡せしといふ奇談が五六年前にありしと或人物語れり

奇態流行史 追補

●歌謠化の念佛

「後堀河帝ノ時、良忍ト云フ者、大原ニ梵唄場ヲ開キ、融通念佛ヲ唱フ、唱道演說ハ高倉ノ朝ニ僧澄憲之ヲ善クシ、四衆皆耳ヲ淸スト云フ、晩年ニ妻帶シテ其子ニ傳フ、是ニ至リ朝廷其曾孫憲基ノ諭導ヲ韃トシ、閨房ニモ出入ス、又園城寺ノ僧定圓出ツ、天下是ヨリ兩家ノ唱演ニ倣ヒ、務テ人ヲ感動セシメント欲シ、先ツ自ラ泣クニ至ル、念佛モ亦諷經ノ一支ナリ、空也ノ念佛ヨリ、鉢叩キ放下僧ヲ出シ、親鸞ノ念佛ヨリ念佛踊リヲ出ス、其他說經、祭文、順禮等雜出シ、民間ノ歌舞、演戲、語物ノ類皆其風ヲ摸ス、大抵此時代ヨリノ流行ナリ」　『國史眼』

●立川流の眞言

「平安朝に於て崩したる諸種の俗間信仰は、中古時代に於てます〳〵確認ぜられ、妖怪とし變化として傳へらるゝも

の少からず、従て卜占禁厭の法も行はれ陰陽道も盛んなりし、平安朝に於て神道と調和して兩部神道となりたる眞言密教は漸次此陰陽道と接近し來り、眞言の加持祈禱は陰陽道の卜占禁厭と相容れて妨げず、此接近調和は終に此時代に至つて一種の妖敎を出すに至りぬ、これを眞言立川流とす、由來眞言金胎兩部を立つ、これ理、智の二を表するなり、然るにこの二は曲解せられて陰陽の二となり、更にこれを男女に配し、男は決斷の智あるが故に金剛界の德を具するものとし、女は靜の德あるはこれ平等の理即ち胎藏界の德を具するものなり、理智冥合とは男女の交合なりとの怪說を出し。男女陰陽の道を以て即身成佛の秘術と爲し、成佛得道の法此外にあるなしとし、瑜珈行品の中に男女二根交會五塵成ニ大佛事ーとあり、無住經に淫欲即道恚痴亦然りとあるを根據とし經典を僞作し，終に戒壇の上に男女相通ずるに至る、高野山の宥快の如き其唱首なり、此流其後嚴禁せられ其經を土中に埋めしといへども、此思想は今尙ほ俗間の信仰を繋ぎ、生殖器崇拜の如き弊風を生ずるに至る、無住法師の沙石集に曰く「近代變成就なんどいふ眞言の世に多く侍り、おほきなるあやまりの法なり、佛智見の悟の境界、凡情つき彼我たえて金剛の幻、不思議の妙用の時、

陰陽も男女も理智の二法に出でぬよしばかりを聞て、凡情の染着もて定惠冥合なんどなづけて、不思議の非法邪行をはゞからぬも文の料簡のあしき故なり云々」と、立川流は眞言の邪義なりしなり　『日本宗教風俗志』

●追腹と云へる殉死

「細川右馬頭入道常久、明德三年卒去の時殉死の事あり、是戰場の外主の死に殉せし始也とかや、其後も主人事有て自殺なんどある際、其臣腹切死せし事は常なれども、病死の供とて其臣自殺せしことはなかりしに、尾張三位中將家(忠吉卿)薨逝の時、稻垣將監石川主馬等腹切死せし、是ぞ近世はやりし追腹の始なりけり、同じ年(慶長十二年三月五日忠吉卿於武州芝薨)の夏(閏四月八日)越前中納言(秀康卿)薨じ給ひしに、土屋左馬介(三萬八千石法名閑窓道有)疋見右衞門尉(一萬七千石法名高岳宗心)なんど追腹仕るとて、尾張家の臣になじかはおとるべきに、六十日あまり後れし故、日本追腹の手本とならざる事口惜といひしと聞侍る(是にて稻垣以下追腹の始としる)、實によしなき風俗を傳へて、惜むべき忠臣をあへなく失ひけるもつたなし、寛文三年禁止の命有て後追腹なし」　『塩尻』

●女のかつき帽子

「被帽子(かづき)の事唐土にては隋煬帝御衣の袖をときて天台大師へ賜りしを大師首(かしら)に被りしにはじまる、本朝にては桓武天皇御衣の袖を傳敎大師にたまはり寒風をしのがしめ給ふに始まれり、これ今云縹(はな)の帽子のはじめ也、女の被(かづき)はいつの時よりはじまるといふことをしらねども、これらを被帽子(かづき)の始りといへるか、古き繪巻物を見るに市女笠(いちめ)のまはりにすそまである丈の衣(きぬ)をたれ前のかたにて打合せ少し顔の見へたるあり、按ずるに其の餘風今住吉踊の笠の縁(ふち)に一巾(はゞ)の衣(きぬ)を付たるは市女笠に衣たれたる下を切りたるものならんか、其後衣かつぎあり今の被と變れり、職人盡歌合に賤しき女のすがた頭に衣をまきそのはしを帶にはさむ圖あり、是今能狂言の女がかつぎたるものゝ如し、都て女の頭にもの着たるはふるき禮なるか田舍にては手拭をかしらに戴く、これを角かくしといふて禮の一つとす」　文化十年『都風俗化粧傳』



●ヤンメ大安賣

「ヤンメ大安賣」とは東京に行はるゝ禁厭の一種に候、瞼に「ものもらひ」と申す腫物生じたる時・白紙に「ヤレメ大安賣」と書し、是を戸外の板塀又は其他に揭げ置き、他人之を聲を出して讀む時、禁厭の効始めて現れて「ものもらひ」は後者に傳染し、前者は之によりて治するを得ると云ふことに候 (若林金岡子寄)

●電車腰掛臺のボタン

明治四十年前後、市街電車の座席布團に附けあるボタンを取りて財布の中に入れ置く時は「金に不自由せず」とて、都人爭ひて之をもぎり取る事流行致し候、當時某藝者の如きは千何百個を集めて所持致したる由に候、此流行はやがて京濱電車地方電車等にも及ぼし候由 (若林金岡子寄)

●油蟲の大安賣り

明治三十七八年の頃、大阪市内にて「油蟲一升三厘で賣ります」と書ける紙札を戸外に貼付することが流行した、油蟲除けの禁厭になるとの迷信で、事實の賣物ではない

●前面のみのザンギリ頭

『日本及日本人』大正五年春季擴大號の口繪に、慶應元年長崎にて撮影せる寫眞版を載す、伊藤博文と三國國松との中間に高杉晋作ありて、高杉一人のみザンギリに似たる頭髮なり、是はザンギリに非ずして、前より見ればザンギリの如く、後より見ればチョンマゲと云ふ珍妙の頭髮なりと想像せられる、此頭髮西南戰爭すこし前まで行はれたりき、高杉のは率先の方なるべし (田中利七子寄)

●鰹節の蟲に車を牽かす

今より三十年許り前に、東京にて鰹節の蟲に引かする手遊の山車流行せり、これは高さ三四寸位にて車だけは飩末なる木にて作り、山鉾人形囃方等は皆紙にて、錦繪を切抜きたる樣なる體裁なり、鰹節の蟲の背部を磐石糊にて車の梶の正中に貼付せるものなり (田中利七子寄)

(編者附記) 近年各地にても此鰹節の蟲を使用する遊戲が行はれた、それは烏賊の骨を小さく牛車や動物の形に造つて彩色し、蟲の背部に鬢附で貼つたものである、又小さき紙製の龜を蠅に負はせて歩ませることも流行した

●葬列の見せ看護婦

「葬式に泣き男を傭うて、景氣(？)をつけるといふのは、支那のことだが、日本の此頃の葬式は、或は放鳥や花の寄贈を謝絶したり、葬列を廢したり、山菓子を廢したり、着々として、善い傾向も示して來て居るが、更に他の方面を見ると、その善いことを差引して、おつりの出そうな惡い方面も、見出されるのである。死んだ人の病中は、さ程手厚い看護もしなかつたものが、いざ葬式となると、白服の看護婦三人も傭つて來て車で葬列に加へるといふ、ア、何たる僞善、ア、何たる醜態

しかし、これも考へやうによつては、看護婦會といふ、籠の中に閉ぢ込められて居るものを、一日の日當を與へ、娑婆の風にあてゝやるといへば、一種の放鳥と見ることも出來て、多少の功德にはなるかも知れない、如是畜生、發菩提心」　大正四年『新佛教』

●自稱神樣の輩出

「近年世界戰亂のために、數多の成金が輩出したので、社會は物質的成功熱にあこがれて居るが、其中で田中守平の大靈道、出口ナホの大本教、水野お龍の至誠殿、天開道眞の愛の山など云ふ精神的山師の甘言に騙瞞されて、少からぬ財貨を徒費する者が多い、此矛盾現象は何が故に起るかと云ふに、一攫千萬金の富を神の力によつて得やうとする慾深の馬鹿者もあり、又物質的の成功を遂げた所謂成金輩が、藝妓買ひ、自動車乘廻し、書畫骨董類の蒐集等に飽きた果は、自然の心的傾向として、生命の危險、死後の不安を感じ、長生きをしたい、天國へ行きたいなどの妄想に迷ふので、自稱神樣の甘言に釣られる者が多いのである、要するに自稱神樣の續出は、病的社會に乘じたる惡魔の流行と見るべしである」　大正七年『スコアル』

私刑類纂追補

おもひうかび

法學博士　中田薫

法律家が法律の事を書くと、兎角素人には乾燥無味の文字となつてしまふが、流石は老巧な文士丈あつて、外骨老の近著私刑類纂に至ては、大分血腥さい記事が多いにもかかはらず、我々に迄津々たる興味をそゝることと大なるものがある、茲に感ずる所あつて、二十有餘年來所持の法制史のお株を、斷然外骨老にお讓り申さんかとまで考へて居た矢先に、私刑類纂の追補を何か一筆書て呉れろとの御懇望もだし難く、成丈七六ヶ敷い理屈はぬきにして、先頃私刑類纂を讀みながら頭の裡に思浮んだ彼是を、一ダース程呈上仕ることに致した

一　石子詰

私刑類纂に出て居る石子づめの私刑には三種ある、一は高野山上の石子詰(一一八頁)て、玉川の磧に坑を掘て罪人を生埋にして殺す死刑、二は越後風俗志の石子詰(四三頁)て、穢多と私通した者を穴の中に立たしめ、周圍を石にて埋め三晝夜間晒にする名譽刑、三は『多數の山伏手に〳〵手ごろの石を持ち來りて投げ入れ、顔面も手足も微塵に打碎き、其上に土をかけ、柳の枝を印と』した、因幡鳥取の柳倉の石子詰である(五二頁)、三者何れの石子詰が本家本元てあるかは外骨老も御存知ない樣だから、無論拙者にも分りかねるが、柳倉の石子詰が其方法に於て比較刑法史の上て有名な石打の刑に類似して居る所が、一寸面白く思はれる、石打の刑と云ふのは私刑類纂四八頁に引用してあるモーセの制裁法に『既に淫行ありし婦女が、未通の處女なりと詐りて結婚せし時は、同鄕の人々が寄集りて、其女を石にて打殺すべし』とあるものこれてある、此石打の刑はイスラエル人の間ては獨り右淫婦の處刑のみに限つたものては無く死刑の一種として種々の犯罪に科せられたものてある、例へば安息日に勞働をした者は『全會衆すなはち之を營の外に曳いだし、石をもつて之を擊ころし、エホバのモーセに命じたまへるごとく』(民數紀第一五章三二至三六節)罰したことがある、又エホバの外の神を信ずる男女を聞出したときには、『汝の門に曳いだし、石をもてその男または女を

擊殺すべし』(申命記第一七章二至五節)とあり、父母の教訓に背く不孝の子があつたらば、父母はこれを執へて邑の長老の裁斷を經た後、『邑の人みな石をもて、これを擊殺すべし。』(申命記第二一章一八至二一節)とある、モーセの法では奸夫奸婦は死に處せらるゝことになつて居るが、その死刑の種類に就ては明記して無いので、後世の法律家の解釋は二樣に分れて居る、けれども新約全書約翰傳第八章第五節には奸婦の刑を記して『此の如き者を石にて擊殺すべしと、モーセ律法の中に命じたり。』とあるから、石打刑說が古傳てあると思はれる、此石打刑はゲルマン民族でも廣く行はれたことである、同民族に屬するフランク族や、サクソン族の間では、罪人を杭に結付けて鄉民が石を投げて殺す刑があつた、ノルウエー族では、石打に處すべき罪人の頭髮を剃去りて、これにタールを塗り、鳥の羽を撒布して、鳥の頭にしてしまつた後、群集をして石を投げさせる、そして石を投げない者は罰金に處せらるゝのである、アングローサクソン族では一人の奴が盜をすると、八十人の奴に命じて石打の刑を行はしめる、若三度石を投げて當てることの出來ない奴は、三度笞打たるゝ法であつた、或民族では此石打刑は生前の刑罰から變化して死後の刑罰となつて居る、これは惡むべき大罪人の遺骸や世人の惡みを受けた死者の墓に、石を投げる一種の私刑で、其場所には自から石塊を積み累ねた石塚が出來上るのである、亞剌比亞人の間には、此石塚の私刑が廣く行はれて居た形跡がある、猶太族でも後世には、仇敵の死骸を埋た跡に石堆を築く風習があつたが、これ亦彼の石打から變じた石塚であらうとの說がある、例へば約書亞記第七章第二五節に『而してヨシユア言けらく、汝(アカン)なんぞ我らを惱ましゝや、エホバ今日汝を惱ましたまふべしと頓てイスラエル人みな石をもて彼を擊ち殺し、又その家族等をも石にて擊ち殺し、火をもて之を焚けり、而してアカンの上に大なる石堆を積あげたりしが、今日まで存る、かくてエホバその烈しき忿怒息たまへり、是によりてその處の名を今日までアコル(惱)の谷と呼ぶ。』第八章二九節に『ヨシユアまたアイの王を薄暮まで木に掛けてさらし、日の沒におよびて命じてその死骸を木より取おろさしめ、邑の門の入口にこれを投すて、其上に石の大堆を積おこせり、其は今日まで存る』とある、因州鳥取の石子詰は柳の塚となつて後世に傳はつたが、亞剌比亞や猶太の石打は石ころ塚となつて後の世に殘つたのである

The punishment of stoning



The punishment of hangiug



二　民衆私刑

私刑には個人的私刑もあるが、その多くは民衆的私刑であることが注目に値する、比較刑法史の上から見ると、刑罰は復讐から起つたと說かれて居る、原始時代には加害者に對する制裁は、被害者若は其親族の自助力に委ねられて居た、即彼等は加害者に對して任意の復讐を加ふることが許されて居て、これが犯罪に對する應報であつたのである、此意味に於て私刑は刑罰の起源である、その後個人の團體的結合が强固となるに從ひ少なくとも團體の生存を危うするが如き不法行爲を敢てした者は、會長なり役人なりが之を裁判して、之に公刑を科することになつたが、尙刑の執行そのものに至つては、これを民衆の共同行爲に委ねた場合が多い、つまり或場合に個人的復讐が團體的民衆的復讐に代つたことになるのである、此點から見ると彼の民衆的私刑は私刑が公刑に進化する過渡期の一現象であるとも考へられる、前記の石打刑は民衆刑の最顯著なものであるが、此外に民衆火刑なるものが諸國は行はれて居た、私刑類纂三一頁に支那通州に於ける民衆火刑の一例が出て居るが、これに類似した刑は高麗にもあつた、舊唐書列傳一四九高麗條に『其法反叛者あれば則衆を集め、火炬を持し、競ひ之を燒灼し備體を焦爛し、然後首を斬る、家悉く籍沒す』とある、アングローサクソンの古法に依れば、婢が盜をした時には八十人の婢を馳集め、一人に三本づゝの薪を持參せしめて、盜婢を燒殺さしむる規定であつた、文獻通考の四裔考四扶桑の條に、『貴人罪あれば國人大會し、罪人を坑に坐せしめ、之に對して宴飮分訣すること死別の若し、灰を以て之を繞らす、其一重は則一身屛退し、二重は則身及子孫、三重なれば則七世に及ぶ』と云ふ記事がある、此扶桑はもとより日本のことでは無い、今日迄尙所在不明の國である、此記事によれば有罪の貴人を世の中から放逐する刑罰らしく思はれるけれども、民衆が坑の周圍に灰を繞らすことから考へて見ると、これも亦昔重罪人を民衆火刑に處した遺風ではあるまいかとも思はれる

三　姦夫償金

原始時代の個人的復讐刑は、世の中が段々悧巧になつて行くと、贖罪金に進化して來る場合が多くなる、即加害者被害者が贖罪金支拂の契約をして、復讐關係を停止して平和を克復することになる、更に一歩を進めると、法律が各個の場合に於ける贖罪金の額を規定し、被害者は加害者に復讐をしても宜し、示談で償金を拂はしめても宜し、何れも

厭やならば裁判所に訴出でゝ、法定の償金を請求しても宜しと云ふことになつて來る・此進化の順序は印度、希臘、羅馬、日耳曼諸民族の古代法に於て明瞭に看取することが出來るのであるが、其他の原始民族でも同じ變化を認め得られる、眞臘(カムボシヤ)風土記に『但姦と賄とは禁ずる無し、姦婦の夫或は之を知るときは、則兩柴を以て姦夫の足を絞る、痛忍ぶべからず、其資を竭して之を與へ、方に免さるゝを獲べし』とあるによれば、姦通は公刑を科せずしてその制裁は全く被害者の復讐に委ねて居る、而も被害者の私刑は姦夫をして償金を支拂はしむる強制手段と變じて居るのは、復讐が贖罪金に進化する過渡期の現象であると見ることが出來る、尤も此の如き贖罪金は必ずしも金錢に限らない、金錢の融通を知らない若は通貨が少ない人民の間では、牛馬羊豚や奴婢などが贖罪金に充用されることは敢て珍らしいことでは無い、私刑類纂三八頁和爾模沙島の姦通贖罪豕二三頭の例の如き、又文献通考四裔考九占城(安南ノ南方)の條に『姦を犯す者男女共一牛を入れて以て死を贖ふ』とあり、西暦千六百四十年制定のカムムツク蒙古族の律法に『有夫の婦と姦通した男は五牲畜を、姦婦は四牲畜を裁判官に出すべし』とあるが如きそれである、我德川時代の姦夫償金江戸七兩二分大阪五兩二分は、眞逆姦夫の鼻をそいだり羅切をした私的復讐から進化した償金であるまいが、四つ斬の復讐に代つた示談金と見れば根本の考は前諸例と同一に歸する譯である

四　姦通鼻そぎ

私刑類纂三五頁に『鼻のさきはそがれにけりないたづらに、我間男と永寢せしまに』の歌繪が出て居るのは、誠に面白く感ずる、姦夫奸婦の鼻をそぐ私刑は、アイヌその外野蠻國人の奸通處罰法に多い(三八頁、四〇頁)が、これと類似した法が獨逸の中世にもあつたことを御紹介する、獨逸南部のニユルンベルヒ市の刑法では、淫賣周旋人は鼻をそがれる、又主婦は自分の夫と姦通した夫の色女を訴へて鼻そぎの刑を科してもらふことが出來る、去れば此所では『鼻のさきはそがれにけりないたづらに人の男と永寢せしゆゑ』であらう

五　羅切

私刑類纂三五頁羅切の私刑は姦夫に加へられた復讐の最も其處を得たものである、此種の反映刑(犯罪行爲を反映せしむる刑罰)は突厥族にもあつた、北史列傳八七同族條に『某刑法反叛殺人及人の婦を姦し馬絆を盜む者は皆死、淫

者は割勢して之を腰斬す、』とあつて、割勢が淫奸罪の附加刑となつて居る、前記カルムック蒙古族の法律には、十歳以上の處女の乳房やその他の局部を握つたり接吻して訴へられた者は、自己の陰部に對し原告より公然の凌辱を受くべしと云ふ規定がある、之は割勢では無いが隨分奇抜な反映的復讐刑である

六　淀成敗法

姦夫姦婦を向ひ合せに筏舟に縛して川に押流す安南國境の私刑や、これに類似した我國の淀成敗法のことが、私刑類纂三六頁に出て居るが、これは世界最古の法典で紀元前二千餘年前の立法にかゝる バビロン國王ハンムラビの法典に、姦夫姦婦を奸通の現場で捕へたときには兩人を縛ばつて、これを水中に投すべしと云ふ規定と、類似して居る趣がある

七　腰巻笞刑

私刑類纂三四頁に、奸淫の男女を共に裸にして下帶丈で笞うつと云ふ熊本藩の刑罰が出て居るが、英吉利の古法では、奸淫の罪を犯した婦女の刑罰として、衣裳を腰又は臀部の邊で切取り、尻切絆天の姿にして、村中を引廻し笞を加へる刑があつた、此尻切絆天姿は恐らく裸體のシンボルてあらう、鵜坂神社の尻打祭（四三頁）とも似寄つた趣がある

八　鍋かむり

越中鵜坂神社の尻打祭と好一對たる近江筑摩神社の鍋かむり祭は、意味頗る深長と云ふべきである（四一頁）、『昔は再婚の女は二枚の鍋を冠り、三婚の女は鍋三枚重ねて、神幸のお供をした』が近世には鍋女は八人の少女に變じ、而も『四人は角のない鍋で、四人は角のある鍋である、』持つた男の數丈鍋を頭にかむると云ふことゝ、鍋に角があつたりなかつたりするその由來が知り度い、と申すのは事柄は全く刑罰とは別ではあるが、一婦多夫の風俗が行はれて居る國では、その夫の數を頭髪の結方や頭の被り物で示すと云ふ奇風があるからである、厭達と云ふのは月氏族の一種で、西暦五六世紀の頃は波斯の西方に據て威武を四隣に轟かした人民であるが、文献通考四裔考一五によると『其俗兄弟一妻を共にす、兄弟無き者の妻は一角帽を戴く、若兄弟あれば其多少の數に依て更に帽角を加ふ』とあつて、妻は持てる男（夫）の數丈の角のある帽子を被る風習であつた、然るに又唐の時代から支那に交通した多蔑と云ふ南洋の一島國にも兄弟共妻の制があつたが、同考九によると『其人短小、兄弟一妻を娶る、婦は髪を總ねて角となし夫の多少に

辨ず』とあつて此處では帽角の代りに髮角を以て、持てる夫の多少を表示して居るのは實に奇遇てある、鍋女の被る鍋の數や角の數と、何やら類似した所がある様に思はれるが、非乎

九　赤木綿青木綿の頭巾

昔越後國頸城郡太平村では、盗人に赤木綿の頭巾、その五人組には青木綿の頭巾、好身頭には黄木綿の頭巾を冠らせて、村内葬禮の供を致させた、(二三頁)、此種の冠物や奇異な衣裳を罪人に被せて、恥を公衆に晒らさせる刑罰は外國にも其例は多い、中世獨逸の西南部に行はれて居た刑法では、浮浪青年に十四日間、頂無き黄色の球帽に目を白く出した黒色の骰子三個を縫付けたものを被らせることになつて居た、これと少し趣は變つて居るけれど、前記カルムツク蒙古の法には、戰闘に臨み怯懦な振舞をした軍將並びに戰に後れて參加した者に女服を着せて引廻す刑がある

十　野晒

私刑類纂二四頁以下に出て居る瓜盗人、筍盗人の野晒私刑は、所謂晒刑の一種で外國にも廣く行はれた恥辱刑である、獨逸中世の刑法にもこれに類した刑罰があつた、即或所では牛馬を盗むだ者に牛馬の尾を首に掛けて晒したことがある、又或所では布晒場で布を盗むだ者の腕に布を掛け手に鞭を持たしめ、首枷をさせ半時間椅子に腰かけさせて晒した後、放逐刑に處したことがある、此罪人の手に鞭を持たして晒すことは種々の犯罪處罰に行はれた習慣で、笞刑のシンボルである

十一　タンチ

朝鮮では、橫暴壓制の兩班を、良民がタンチと云ふ嚢で作つた籠に入れて水に投じたと云ふことである(六一頁)、西洋には公刑として袋に罪人を入れて水に投ずる刑があつた羅馬の古法では、父を殺した者を袋の中に縫ひ入れて水流に投じた、有名なシセロの說明によると『此刑は、我に生を賦與した父を殺した大罪人を、自然界から全く絶緣して、彼から天と日と水と土とを奪い去る意味を有するものである、若も彼の死骸を地に投ぜんか、之を食める野獸は一層獰猛の性を帶ぶることになるであらう若しこれを裸體のまゝ水流に投ぜんか、萬物の汚穢を清め盡くす力ある海中すら、これが爲めに却て汚れるてあらう、彼が袋の中て生きて居たとするも、天上の空氣を呼吸することが出來ない、若し袋の中て死んだならば彼の骨は地に觸れることは出來ない、流に運び去られても洗はれることはない、海波に投

出されても岩の上にすら息ふことは無い』と云ふ大變な意味のある刑であつた、歐洲の中世にも溺死の刑の多くは罪人を袋に入れて水に沈める方法で、重婚者や夫殺は此刑に處せられた例が多い

十二　木馬水牢

木馬の責とは如何なる方法のものであつたかは、我々共の間に久しく疑問となつて居たが、今回外骨老がその古圖を發見されたのは近來の大手柄であると申さねばならぬ（一一七頁）、これによると罪人を木馬の上に跨がらせて、兩足に重石を括り付けたことが分つた、して見ると我木馬も亦獨逸の中世に行はれて居た木馬刑と全然同一方法であることになり、愈以て面白いことになつて來た、獨逸の木馬は驢馬形が普通である、矢張罪人をこれに跨がらせて、兩足に二十五ポンドの重石をぶらさげるのである、ニュルンベルグ市では學校の校刑にもこれを用ゐたことがあるが、木馬の外木猿に登せたこともある、猿は放逐に處せられた罪人のシンボルである、木馬の刑が東西此の如く符合して居るのは誠に以て不思議である

水牢水間に類似した刑も歐洲に存在した、その一は泳ぎの刑で、犯人に綱をつけてこれを水流に投じ、特定の距離を急速方で引張つて行つてアブッかせるのである、瑞西やアルサス地方では色々の犯罪人に科したが、殊に姦淫の女や重婚の男などが此刑に遭ふた例が多い、其二は水籠の刑である、これは水邊に丁度刎瓶型の刑木を据えつけ、釣瓶の代りに大きな木製の籠を鎖でつるし、此中に罪人を坐せしめ、横木の他の一方の綱を引くと籠は高く上る、そこで綱を弛るめると、籠はドブンと釣瓶落に水中に落込む、引揚げては落し、落しては引揚げて水責にする方法である、獨逸南部の都市では、不正な麭麵燒商人や暴利の奸商共が此刑に處せられたことが多い　（大正十二年一月一日稿）

●腹部を引締る瓢簞責

或る人云ふ、佐渡ヶ島の流人に瓢簞責と稱する私刑あり、刑人の胴に麻繩を纏ひ、繩の兩端を左列右列の數人に持たしめて力の限り引張らせるなり、次第に繩引締りて胴の縊る丶狀瓢簞に似たりとて斯くは名付けしなり、件の刑人半死半生の狀態に至れば之を止む、是は彼の社會に在りて惡事をなしたる者、首領に憎まれたる者などの苦しめらる丶私刑なり　（田中利七子寄）

●奸通人の髪切り

「今世に、こと男したる女をとらへて髪切事あり、さる事もいにしへより有けることにこそ、新續古今に

あひしれりける女のおとこに髪切られぬときゝてつかはしける　大藏卿胤材

ちはやふるかみもなしとかいふなるを　ゆふ計たに殘らすや君

とあり、ゑぞが島といふ所には、女のふた心有ものはとらへて髪を燒つくすとかや、近頃商人船に乘て、とをつあふみの海をわたりける人のはやちに吹れて、蝦夷島に流れ行けるが、彼島にひとゝせ斗り居て、さる事ども見けるが歸りて後物かたりしけり」　安永三年『幽遠随筆』

アイヌ間の髪切り制裁の事は本書三八頁以下にあり

●水牢救濟の身賣り娘

年貢不納（未進）の農民を水牢に入れし事の條（一一七頁）に娘を遊女に賣りて貢納を濟ませし悲慘の農民ありし事の證として

「水牢は出たが、娘の身は沈み」

といへる古川柳のある事を記せしが、其後見し安永九年に出羽國山形にて刊行せし『田舍曲紅畠』といへる川柳句集に

「水牢と聞いて娘は行く氣なり」

といへるがありたり、前の句と同型と見るべし、尚又延享四年の『自笑樂日記』中にも左の一節あり

「女房が親は此近邊（攝津堺）遠里小野村の百姓、その緣で此處元に住居いたす所、親茂作儀、年貢の未進につまり、水牢へ入りたれども、僅三石五斗代に、いたし方なき私が身上、女房めは泣て計り居ります所に、斯る大分のお金（七兩）を拜領致します事、御恩の上の御恩、女房が親茂作が命お助け下さると申すものと、淚を流し悦べば」云々

●嵯峨大覺寺の牢屋

「大覺寺（山城國葛野郡上嵯峨村）嵯峨御所と稱へ、維新前まで嵯峨一帶は大覺寺の支配で、德川家の支配を受けません、所謂守護使不入で、大覺寺に白洲も牢屋もありました、有栖川宮韶仁（ツナヒト）親王の御子入道慈性親王が最後の御門跡で、此の御方が輪王寺に御轉住になりました後は無住でした」

大正十一年六月『維新前の宮廷生活』

●舞臺にてシクジリたる罰

俳優中村仲藏の著せる『雪月花寢物語』といへる自叙傳中、寶曆四年仲藏十九歲の時の記に「顏見世より舞臺に出候、(中略)誠に恥かき申候事日々なり、右に付樂屋なぶりものとなりぬ(中略)、越王勾踐と申候に皆々膝をたて、其前に丸裸にてすわり申候て皆々の前をなめまわり申候、なめ不申候時はのしかゝり無理になめさせ申候也、女房もち候者が日々の責身をくやみ内へ歸り申候」云々（此私刑に勾踐の稱を用ゐたるも妙）昔時の役者社會などには、多々かゝる蠻風行はれしなるべし、これも亦一種の私刑、即ち舞臺にて藝事をシクジリたる罪なり　(飯島花月子寄)

●供養塔に放尿

鎌倉龜ヶ谷に足利尊氏の供養塔あり、此所より扇ヶ谷の方を瞰下する邊に寺院ありて之を管せり、先年南北朝問題の喧すかりし頃、同地に遊ぶ學生等、件の石塔を傷け所々打壞はし、放尿吐唾等の暴行を逞うせしが、やがて臺座のみを殘して石塔は見えずなりぬ、是は住僧が狼藉を防ぎかねて取除きたるものなるべし　(田中利七子寄)

●頭髮を剃りタールを塗る

「昨今、米國では、キュー、クラックス、クラン（怪魔團）問題て、上を下への大騷ぎてある、會員六十萬以上を有し、米國治安上の一大脅威となつて居る、米國人が彼等に怖氣を震ふのは、彼等の敢行する物すごい制裁方法である、怪魔團は時には死刑を實行する事もあるが、彼等には一種獨特の刑罰方法がある、クラックス團に睨まれたものこそ災難で、男女を問はず、森の中のやうな魔境に拉致された上に、散々に打ちのめされ、頭髮を剃られて俄かの青道心にせられる、それから眞裸體にして全身にタールを塗り、その上に羽毛を植付けるのである、イタリーのファスチスチ、日本の國粹會などゝ並べて、クラックスを世界の反動團體にかぞへる者もある」　大正十二年『東京日日新聞』

●石像の頭に放尿

支那楊子江沿岸の地に宋の岳飛の廟あり、其傍らに秦檜の石像あり、岳廟に詣ずる人は、其歸途必ず該石像の頭部に小便を仕掛くるを例とす、これ稀有の忠臣を讒害せるを憎みてなり、此習慣今尚ほ現存す　(田中利七子寄)

嫁を呵責する姑

（春文可祝草紙）



ひきまわし

（南總里見八犬傳）



●原始的の無政府主義

露國のクロポトキンが無政府主義を宣傳せし際「刑罰の執行者が無くなれば、罪人が増加して惡漢横行、物騒至極の狀態に陷るならん」と非難せし者ありしに對して、同氏は「何等の法律制裁なきがため、各人が顧慮する所なく、現行の刑法よりも一層峻烈苛酷なる私的懲罰を加ふべく、隨つて其私的懲罰を恐れて惡事をなす者なきに至るべし」と答へたりと云ふ

●『私刑類纂』に對する評言

吉野作造先生は『中央公論』の誌上に於て左の如く推奬されたり

△吾人の研究慾をそゝりつゝ同時にまた趣味慾を滿足せしめた點に於て、外骨君の「私刑類纂」を推奬しておきたい、外骨君は變つた物識りとして知られて居る、先きには名著「筆禍史」あり、最近「奇態流行史」を公にするかと思へば、「半男女考」だの「猥褻風俗史」だのを續刊して、論題の着想概ね人の意表に出る、徒らに奇を衒ふに似たりと雖も、常人の思ひ及ばざる境地に研究の辣手を觸るゝ點に於て君も亦當代得易からざる學者と謂ふべきだ、私刑といへばリンチを思ひ浮べるが、考へて見れば同じ樣な事は古今東西を通じて普ねく行はれたことだらう、本書は主として日本の古書に依り、私刑の類例を蒐集彙類し、間々海外の例をも加へてある、何の研究に役立つと云ふ本てはないが、必ず何かに役立つ本である、無用の用といふ批評は外骨君の凡ての著書にあてはまると思ふ、讀んで面白いばかりではない、必ず何かの役に立つ本として、又外の人には企て及ばざる種類の本として、必ず藏書家の備ふべきものだらうと信ずる

在大阪福良竹亭子よりの葉書

△近來新刊書雨後の茸の如に現はれ候へども其多くは十ペーシも讀めば通讀するの價値なきものあるに、私刑類〇は一宵に全部通讀いたし尚ほ繰返して讀むといふ風にて興味津々たるもの有之候、名は類纂といふも創作に近き御苦心のあとを窺ひ例時ながら先生の御熱心に感じ申し候

九蓮品定

此書は、東は靈岸島深川本所に限り、西は赤坂内藤宿にかぎり、南は芝三田麻布品川にかぎり、北は本郷音羽板橋千住にかぎり、都べて御曲輪外にある所の色廓淨土を集む、尤も當時の情婦に二類あり、白拍子のすへ、又招女のすへこれら也、故に好色初心の輩は、專ら修行の仕やすからんため、假に九品蓮臺に部類をわけ、其人物の貴賤巨細にわかつ、見る人笑を予に免せ

安永甲午　浮世遍歴齋

上品上生の部　此部は吉原にはじまり江北馬道におわる

直段付は細見にゆづる　平家

新吉原

此淨土隨分古風にして、うまみあり、ぽつとりと和らかく、髮の風はでならず、外八文字は昔の風義あつておもしろし、五町廓の内に河岸つぼねありといへども、部類をわかたず

チヨンノマ一分　白拍子

馬道

此淨土は物事しづかにて、人柄髮のふう地娘といふたて、いたつて人目をしのび、つゝしむ故さわぎはならず

上品中生の部　此部は江南の品川にはじまり江東回向院前に終る

十匁七匁五分六印　七百文五印　平家

品川驛　江府四驛の隨一

此淨土は大てい吉原をまなぶ、しかしおよばざる事は、外八文字、客を一人寢させる事、茶屋を御亭さんといわざる事、人がら尤も次なり、其外なんす、りんすの言葉つかひは大かたちがはず、八ッ山に大門をたてたし

チヨンノマ一分　白拍子

一ツ目

此淨土は大方淺草馬道といふたて、髮のふう人がらよし、此所はなかんづく人目をいとひ遊びに尤もむつかし

但シ此所をば世人　獨茶屋といふ

チヨンノ間　引ハリ　白拍子

回向院前　但シ土手がはと云

此淨土、人から髮衣裳の着こなし、一ツ目にちがわず、尤もさわぎならず

但シ世人此類を呼んで　ヤマネコといふ

上品下生の部

此部は仲町にはじまり江南氷川におわる

深川 仲町

晝夜四切 一切り 十二匁 白拍子

此浄土は素人といふたて、甚だ花車風流を好みしが、今は一向に衣裳髪の風伊達に成り、人がらも尤もあまりよくなし

しかしさわぎ一事は

爰にこす所なし

土橋

右同断 白拍子

此浄土は大方仲町におなじ、何れ甲乙なし

世間時花髪風は仲町土橋よりまづ初り、伊達を専らとす

赤城

晝夜四切 チョンノ間一分 白拍子

此浄土風義回向院前におなじ、髪の結様衣裳武家をまなぶ、あまりさわぎはならず

但シ此所山ネコと云

麻布 氷川

拾匁 白拍子

此浄土仲町土橋にならぶ、髪の風衣裳着なし及ばず

其外餘りちがわず

中品上生の部

此部深川表やぐらに初り江西の行願寺に終る

深川 表櫓

晝夜四切 七匁五分 白拍子

此浄土髪の風衣裳着こなし大がいは仲町を真似る

しかし人がら及ばず、音ぎよくわざは大がい仲町におなじ

同裏櫓

右同断 白拍子

此浄土大ていは表やぐらのごとし、その外さわぎ同断

同裾繼

右同断 白拍子

此浄土

裏やぐらより少し次なり

四谷 新宿

拾匁 七匁五分 平家 江府四驛之第三

此浄土は、やう／＼今春じやうじゆし、芝品川三田あるひは深川、所々より入込、風俗きわまらず、大ていは品川をまなぶ、しかし人がらおよばず

晝夜四切 一切七匁 五分 白拍子

此浄土髪の風衣裳着こなし大方三ぐらを真似る、しかし人がらおよばず

芝神明 地内

爰に新みせ古みせとあり
古みせの方よし

晝六印 夜四印 平家

南品川 驛

此浄土は髪のふう衣裳着こなし大がい本宿新宿を眞似、はりつよし、しかし人がら不及、なんす、りんすの言葉づかい違わず
但シ橋手前は甚だ吉
向ふは少し次なり

晝夜四切 一切七匁五分 白拍子

牛込 行願寺

此浄土は大かた赤城にならぶ、髪のふう衣裳つきおなじ
人がら、すこし次なり

中品中生の部

此部は江東深川佃に初り江北上野山下におわる

晝夜四切 引ハリ 巻頭 白拍子

深川佃

此浄土は三櫓にならぶ、かみの結ふう衣裳の着こなし及ばず
其うへ座敷にて時花歌をうたふ
人がらはよくなし

右同斷 白拍子

同 新大橋

此浄土三やぐらを眞似る、かみ衣裳つくだにおなじ
しかし若いもの女客を引はるゆへ
米のくらいやすし

右同斷 白拍子

深川 新地

此浄土は佃に物ごと皆准ず
但シ髪の結ふうどこぞ安し
其うへ此所は分て時行歌をうたふ

晝夜四切 引ハリ 白拍子

深川 石置場

此浄土大がいは新地におなじ
衣しやう髪
あまりよくなし

右同斷 白拍子

八幡 御旅前

此浄土
石場にちがひなし
但シ人がら同前

右同斷 白拍子 靈岸島

築立 新地

此浄土やう〳〵去夏より成就す
髪衣しやう新地におなじ
いまだ、しかと評なし

壹夜四切 一切六印

市ケ谷 八幡

此浄土まへ〳〵は人がらよかりしが、今は下品なり
衣裳髮大てい御旅に類すべし

右同斷 外ニ 五印七印 白拍子

三田 同朋町

此浄土は、髮のふう衣しやう、大てい神明を眞似る
人がらおよばず
但シ五印、七印は人がら少し次ぎなり

右同斷 外ニ四六 白拍子

大根畠

此浄土は前々は下品なりしが、去夏末より改まり三田に類す、人がらはどこぞ安し
但シこゝに四六見世あり
尤も人がら次なり

チヨンノ 間二印 白拍子

淺草 柳下

此浄土は大てい山下のるいなり、髮のふう人がらおよばず
尤も同朋町の上に置くべきなれども、客をじしんよぶ所安し
但シ興とく寺まへに少し此類あり

チヨンノ 間二印 白拍子

上野 山下

卷軸

此浄土は素人めいて、ぼつとりとうまみあり、髮のふう娘といふたて、しかし衣裳は綿ふくおゝし
尤も人がらは佃に類すべけれど、客をよぶゆへ安し
右柳下、此類をケコロバシといふ

中品下生の部

此部は江東三十三間堂に始り江北千住に終る

卷 壹六印 夜四印 平家

三十三間堂

此浄土は佃にならぶ、しかし髮のふう衣裳着こなしおよばず、其うへ時花歌をよくうたふ故に、人がらずつと安し
此處去八月中の嵐ゆへ破壊して、とうぶん休なり

四六 平家

音羽町

此浄土髮のふう衣裳大てい三間堂に類す、人がら下ひん也、其うへはりつよく、顏で人きるの風、部屋もちのあるもおかし、カノヤ、中ジマヤ、サドヤこれらなり

四六 平家 **深川 入船町**

此浄土大ていい三間堂にかわることなし。さして外に評なし但シ爰に晝六印夜六、二三間あり
人がらよつほどよし

右同斷 **市ケ谷 愛敬**

此浄土大がい音羽に類す
人がらは少しよき方

右同斷 **赤坂 田町**

此浄土大ていは愛敬(あいきやう)に類す
評ほかになし

右同斷 **三田 新地**

此浄土髪のふう衣裳大がい赤坂に類すべし
評義さしてなし

右同斷 **谷中 いろは**

此浄土衣裳かみ赤坂より少しよし
但シ自身きやくをよぶ所いたつて安し

右同斷 **麻布 藪下**

此浄土三田新地に類す
外にひやうなし

右同斷 **板橋驛** 江府四驛の第四

此浄土、髪のふう衣裳人がら、ともに音羽を眞似る
爰は言葉つかひ田舎めいて、おかしみあり
但シ近きころ大ていよし

四六 平家 **淺草 どぶ店**

此浄土かみ衣裳何れ外に評なし
藪下(やぶのした)に類す
人がら同ぜん

右同斷 **世尊院 門前**

此浄土
大ていどぶ店におなじ
外に評なし

四六 平家 **根津**

此浄土かみ衣しやう音羽に類せしが、近き頃は、人がら衣裳下品なり
但シ評藪下におなじ

四六
平家
江府四驛の第二軸
千住驛

此浄土かみ衣裳は吉原の河岸を眞似
大てい高慢なる處なり
しかし人がらは及ばず
尤も橋手前ずつと人がら次なり

下品上生の部

此部は江北の朝鮮長屋に始り江西の赤坂におわる

チヨンノ間コロリ
平間
朝鮮長屋

此浄土髪のふう衣裳着こなし、大てい柳の下に類す
但シもうし／＼と呼ぶ所
いたつて安し

チヨンノ間コロリ
平家
音羽裏町

此浄土
髪衣裳ともに大見世をまなぶ
しかし人がら及ばず
モシモシと呼ぶ

晝二夜二
平家
品川三丁目

此浄土
髪衣裳裏町に同じ
爰を世人テツキウと云

チヨンノ間半
平家
萬福寺門前

此浄土
髪衣類朝鮮に同じ
但し引くことなし

右同斷
本郷大根畠千坪

此浄土髪のふう衣裳甚だ下品なりしが、去秋改まりしより大てい萬福寺同前
まへ／＼のごとく今は引はらず

右同斷
大橋六間堀

此浄土髪のふう衣裳大ていよし
よぶばかり引はらず

右同斷
麻布市兵衛町

此浄土大てい六間堀どうぜん
よぶ事は甚し、長屋によりて引はる

右同斷
赤坂田町

此浄土
髪衣裳ともに六けんぼり同前
但シ長屋によりて引はる

下品中生の部

此部は江東の安宅に始り江西の鮫がはしにおわる

チヨンノマ半 平家
安宅長屋
此浄土大てい六間堀をまなぶ
但シ衣裳人がら次なり
よぶばかり引はらず

右同断
直助長屋
此浄土大ていあたけ同前
引はらず

右同断
麻布藪下
此浄土髪のふう衣裳人がら評なし
淋しき時は引はる

チヨンノ間半
淺草どぶ店
此浄土髪衣類直助におなじ
人がら少し次なり
爰も折々引はる

右同断
本郷丸山
此浄土髪衣類人がらどぶ店に同じ
此所引はる事甚だし
キルモノ御用じん

右同断
三田同朋町
此浄土髪衣類共にあたけに類す、人がら同前なり、引はらず但シ爰に金平長屋、高砂長や、念佛長やとあり、金平長屋よし

右同断
三田新地
此浄土髪衣裳ともに丸山におなじ
但シ引はらず

右同断
淺草堂前
此浄土髪衣類人がらどぶ店に同じ
引く事はなし

チヨンノ間半 平家
深川網打場
此浄土
髪のふう人がら
大ていどぶ店に類す
引く事勝れて甚だし

チヨンノ間半 平家
高稲荷
此浄土
網打ばに同じ
評なし

右同斷
平家
四ツ谷 鮫ケ橋

此淨土髮衣類まへ〳〵は能かりしが、今はずいぶんわろし、引はる事甚だし
此所より二十四字のきり賣いづる、いわゆる牛込、櫻の馬場、樋河岸、加賀原、四ツ谷堀端、あたご下、切通シ、釆女が原、櫻田御堀端、京橋比丘尼橋をさかいて鮫ヶ橋の場所なり

下品下生の部

此部は江西ぢゝ谷に始り江東猪の堀に終る

チヨンノ間半
市ケ谷 ぢゝ谷

此淨土は髮衣類人がら鮫がはしにおなじ、引はる事甚だし、御用心〳〵
但シ此所は谷町といふ
しかれども常中往還道あしく、いかなる日てりにもかはく事なし
かるが故にぢゝ谷の名あるか

右同斷
佃 こんにやく嶋

此淨土やう〳〵近き比あらたまり
しかと評なし
大てい綱打どうぜんなり

右同斷
本所 入江町

外四六アリ

此淨土衣類人がらぢゝ谷に同じ
但シ引く事甚し
こゝに四六見世三四家あり
わづか故略す
人がらどぶ店に類す
此淨土入江丁にかわる事なし、もしも通りかゝり、つかまへらるゝと、雷がなつてもはなさず、おそろしき所なり、こゝよりも切賣いづる、兩國向、藥研堀、柳原土堤、筋違橋、駿河臺、護持院原、飯田町、石町河岸、四日市原、御堀ばた通、京橋びくに橋まで本庄の場所なり

チヨンノ間半
吉田町

此淨土吉田町にかはる事なし、切賣同前に出る、但シ吉田町、入江町此類を世人兩口といふ

右同斷
吉岡町

此淨土さして評なし
吉岡町に類す、引はる

右同斷
音羽 鼠坂

右同断
世尊院門前

此浄土鼠坂にちがはず
引く事甚だし

右同断
品川鈴森

此浄土去夏にやう／＼じやうじゆし、しかと評なし　但シ鼠坂どう前

チヨンノマ廿二字平家
井野堀

此浄土髪のふう衣裳着こなし人がら、大てい大つへのごとし、其うへ達者成は少し、病者おほし、但シ船にてのる、夜みせは行徳がしへはる、雨風の節は永久橋または永代橋の下へみせをはる、此るい三人八丁堀稲荷ばしへいづる、世人これを名づけて船マンヂウとよぶ

類抜

チヨンノ間コロリ
新大橋袂

此浄土の風俗頭に黒き頭巾をいたゞき、衣裳は常のごとく、其かたち佛體なり
モウシ／＼と呼ぶことしきりなり

チヨンノマコロリ
三嶋門前

此浄土新大橋の類、人がら衣類少々つぎなり、世俗此類をマルタといふ
もつとも此所大橋出ばり也、神田大工町、田町おゝくはあたけ御船藏前より出る

或人問曰、此類抜白拍子なるや招女なるや、予答て曰是白拍子なるべし、其故は往古平家はんじやうの時、大政入道妓王妓女といふ白拍子を深く寵愛せられしが此頃都に佛となんいふ白拍子時めきける、平相國めして妓王妓女をば佛に見かへられしより、二人の白拍子いとまを乞ひ、あぢきなき世を見限り、北嵯峨のおくに引こもり、かみをおろし染衣の姿となり、行ひすましてゐたり、故に今のマルタも、かたちは佛をまね假に情をうり、衆生をあまねくさいどする利益のほうべんならんか

女郎買道具

衣裳 大てい黒き類を用ゆ、紋所中くらい凸凹(へつぽつ)これらをいむ、肌着は紅(もみ)類をいむ、匂ひ袋はごめん、帶はあまり細きはわろし、大てい中ぐらゐ

髪 油をあまり付べからず、光るはやぼらしゝ丸まげ本田くづし吉、月代(さかやき)そりたてをいむひげははやすべからず、そるべし

頭巾 高祖づきん袖頭巾をいむ、其外よし、鼻紙袋は今様の細くせばきはあまり行過たり、中位を尊む

はき物 大ていはうら付をはくべし、下駄足駄はぬりたるいむ、木地よし

初會 随分おぼこらしく見せ、口をおゝくきくべからず、盃の時會方(あひかた)の顔を見るべからず

床花 三會目に女郎にやる物なり、あからさまにやるべし、隱して煙草ぼんの引出しなぞに入置く事當世にあわず

是は女郎屋の廻し、やり手、船やど、茶屋なぞにやる花の事なり、女郎屋の若イ者には大抵うらにやるべし、又此一物時分おそくやる時は、此者共の面三角四角になつて見惜きもの也、随分一寸々々と打べし

露

但シ露といふは、此者どももひかるものをいたゞくと俄に追從輕薄のありたけ、のみたくない酒をのんだりきゝたくもない口をたゝいたり、客の機嫌をとる、たとへば、枯しぼみたる草木も露をうくれば、元氣ぐつとよくなる故、此ゆへをもつていふか

此ほか女郎買には心持並道具あまたありといへども、古への道樂先生たち、世にほどこし給ふの書あまたなれば、かれにはぢて其一二をこゝにあらわすのみ

九蓮品定　大尾

花哇一夕話

東都　梅暮里小蝶女正律

本てうし

「わがものと思へばかるき傘の雪戀のおも荷を肩にかけいもがりゆけば冬の夜の川風さむく千鳥なく待身はつらき置ごたつ實にやるせがないわいな

「わがものと」この一條の文句は、むかし赤穂の義士夜討の折から、俳諧師其角その隣やしきに在て、かくと聞しより「わが雪とおもへばかろし笠のうへ」と詠し發句をとり合して笠を傘にかへ、戀の心に通はせしは作者のはたらき也、「こひのおもに」ものおもひつもりて荷となるといふ意なるべし、歌に戀の山とよむ意におなじ、『上方唄』に、戀のおもにのしまの内云々、「いもがりゆけば」『伊勢物語』に、おもひかね妹がりゆけば冬の夜の河風さむく千鳥なくなり、いもがりとは、思ふ女の許なり、是までは男の心、この下より其人を待わびたる女の上なるべし、「まつ身はつらき」『古今集』久しくもなりにけるかな住のえの松はくるしきものにぞ有ける、待を松にかけたり、くるしきとつらきと同意、「をきごたつ」『和漢三才圖會』に、檴を爐上にすへて衣を覆ひもつて手足を煖む其檴四柱あり俗よんで樓と名づけすべては古太豆と名づく云々、置ごたつは便利を旨とせり「じつにやるせがないわいな」氣がもめて堪がたきなり

本てうし

「萩桔梗中に玉づさしのばせて月は野ずへに草の露君をまつむし夜ごとにすだく更ゆく鐘に雁のこゑ戀はかうしたものかいな

「萩」『花史』に、觀音菊は天竺花これなりトあるは萩のことなり、『和漢三才圖會』に是を引用して、俗もつぱら萩の字を用ふとあり、『大和本草』に、萬葉に牙子また榛の字をハギと訓云々『和名抄』に芳宜、「きゝよう」『和漢三才圖會』に、およそ紫碧をもて桔梗の正色とす又白花もあり、『和名抄』に、阿里乃比布木、「中に玉づさ」とは、文のことなり、『新拾遺集』に、江の侍從身まかりける男の文をとりあつめてやりすつるとてよめる、見るまゝに落るなみだの玉づさはやるかたもなくかなしかりけり、「しのばせて」とは、しのびやかに艶書を贈るといふ意なるべし、「月はのずへに

草のつゆ」『楚詞』に秋すでにいましむるに白露をもつてし云々、頓覺の歌に、風かよふ野ずへの草のうは露はおちて下葉にまたむすびけり「きみをまつむし」とは、待にかけたる詞なり『古今集』秋の野に人まつむしの聲すゞしわれかと行ていざとふらはん「すだく」は多くあつまり鳴くことなり「ふけゆく鐘にかりのこゑ戀は『今古集』秋の夜の露をばつゆと置ながら雁のなみだや野べを染らん

本てうし「勃然してかへれば門の青柳にくもりし胸をはる雨のまた霽て行月の影ならば朧にしてほしや

「むつとしてかへれば」は、嫉妬のいかりをふくみし意也、古歌に、恚なる瞋恚のほむらふきたてゝ我とむかふる火のくるまかな「門の青柳に」は、陶淵明が五柳も思ひ出べし『和訓義解』に、柳と稱するはいやながきの略語云々、青柳は初春の柳にて、いと柔萸(すなは)なるを見て怒りもとけしを「くもりし胸を春雨の」と作りしは、胸の瞑(はる)るを春にかけたるなり「月の影ならばおぼろにしてほしや」『新古今集』に、てりもせずくもりもはてぬ春の夜はおぼろ月夜にしくものぞなき

二上り「まゝよまんまのかわナア〳〵儘よまんまのかわ三味や猫の皮闐々太鼓はナレコリヤ馬の皮馬の皮だよナア〳〵鬼の褌ナ虎の皮女郎のまことはアリヤ噓のかわ

「まゝのかは」、世の人常にいふ詞にて仔細なし、「三味やねこのかわ」『雅筵醉狂集』猫の妻こひしぬるとも三味せんのかわいやそれも色に引れん、「どん〳〵太鼓」は、その作りなすに寸法あり、筒(どうの事なり)の長さ一尺二寸(大小これに準ずべし)十二天を表す、乃至張かけの皮に打ところの鋲、一方の數二十八は二十八宿を表し、一方の數三十六は三十六禽を表せるなり、三十六禽は十二支より出づ、十二支の一支ごとに三ありて是を三十六禽といふよし載せて『瑯琊代醉篇』にあり、事繁ければ略す、委しくは予が新著の「八宗起原釋迦實錄」にしるしたり「おにの」天竺には羅刹といふ、「ふんどし」『下學集』に、男根の衣なり男根の形ち犢の鼻のごとし故に犢鼻褌と書く、「とら」『格物論』に山獸の君、『事文後集』に皐比、『文選註』に班文とありともに虎の皮と訓む也、『女郎のまこと」近玆(ちかごろ)越前の國みくにの遊女長谷川が吟みに、玉琴のひくてあまたのうかれ女にまことありと思ふ人こそお

かしくもあはれなれ云々、あちこちと尻おちつかぬ柳かなトあるは遊女の眞面目か、爾はあれども目黒に比翼塚ありあながち啌のかはとのみ謡べからず、誠を契ればこそ契誠ともいふならめ、さてこの唱歌は原木遣節のくづしなり、『呂氏春秋』に、今の人重きを擧て力を出すもの一人唱るを號頭といひ衆皆これに和すを打號といふ云々、漢土にも木遣ぶしのあること知りぬべし

本てうし「露は尾花と寢たといふ尾花は露と寢ぬ
といふ アレ ねたといふねぬといふ尾花が
穗に出てあらはれた

「つゆ」『大戴禮』に、陽氣勝つときは散じて雨露となる、『新後拾遺』に、ゆふぐれの草葉の外のおきどころありとや袖にかゝるしらつゆ、「をばな」時珍が曰く、薄七月莖を抽けて白き花をひらく是尾花なり穗を成すかたち獸の尾に似たる故に尾花といふ云々、されば尾花は芒の花にて、花薄といへば尾花のことなり、「つゆは屋花とねたといふ」『新千載集』に、露ふかきあしたの原の花すゝきたがかへるさのたもとなるらん、「ほに出て」は文句のごとく物のあらはるゝ意なり、『古今集』秋の田のほにこそ人を戀ざらめなどか心に忘れしもせん

本てうし「春のゆふべのたまくらにしつぼり濡る
ゝ軒の雨ぬれてほころぶ山ざくら花がと
りもつ縁かいな

「はるのゆふべのたまくらに」『新後拾遺』に、こよひかくかはし初つる手枕にいまはなみだのかゝらずもがな、春宵一刻價千金、「しつぽりぬるゝ軒の雨」『續後拾遺』春雨は軒のいと水つく／＼とこゝろぼそくて日をもふるかな、「ぬれてほころぶ山ざくら」『古今集』青柳の糸よりかくる春しもぞみだれて花のほころびにける、「花がとりもつ縁かいな」、『續後拾遺』かへるさは遠里小野のさくらがり花にやこよひ宿をからまし、花といへば櫻のことなり、唐土には牡丹海棠を花と尊む、『鶴林玉露』洛陽の人は牡丹をもて花とし成都の人は海棠をもて花とす云々

本てうし「わかの浦には名所がござる一に權現二
に玉つしま三にさがり松四にしほがまや
天のはしだて切戸の文殊もんじゆさんは
よけれども切るといふ字が氣にかゝる サッサ

なんとせうごせうぞいな

「わかのうら」『續日本紀』神龜元年弱の浦の名をあらためて明光の浦とす云々、しかれ共今はをしなべて和歌の浦といふ、『玉葉集』わかの浦やながく久しき跡しあればなほ千代そへて田鶴もなくなり、芭蕉翁の句に、永き日もなをながかれや和歌のうら、「一にごんげん」は申すも最かしこけれど、東照大權現におはします、おん宮の結構いはんかたなし、「二に玉つしま」『本朝通紀』神龜元年十月衣通姫を紀州海士の郡に勸請して玉津島明神と崇む云々、『袋草子』年ふれど老もせずして和歌の浦にいく世になりぬ玉つしま姫、神功皇后このうらにて珠を得給ひしより、玉出る島の略玉出島と呼しを、後玉津しまと稱へしとぞ、『宇津保物語』おぼつかな立よるなみのなかりせば玉いづる島といかでしらまし、まつるところのおん神も、衣通姫ならで神功皇后なりともいへり、「三にさがり松」權現宮の華表まへに古松あり、幾千載を經ぬらん枝垂て繁茂したり、土人さがり松といふ、「四にしほがま」は鹽を燒く竈なり海濱諸所にあり、以上紀州の名所なるに、以下丹後の名所を連ねしは訝し、おもふに橋立は、皇國無双の勝景なれども、切るといふ字の禁句もあれば和歌の浦に及ずとの意か、「あまのはし立」『日本紀』に、九世の渡丹後與謝の郡、「きれと」はし立と同じ處、「もんじゆ」『涅槃經』十方世界有佛無佛國大乘流演するところ皆是文殊のちからなり云々、されば貴賤老若男女よろしく信心して崇め奉るべし

本てうし

「梅がぬしなら柳がわたし中のよいのかすねるのかある夜ひそかに山の月こゝろないぞへ春の風

異本に「春の風」を「小夜嵐」とす

「梅が」『梅譜』に、梅は天下の尤物學圃の士かならず先種云々、「柳がわたし」『新續古今』春かせのふかぬたへ間もしらつゆのむすべばなびく青柳の糸、ばぜを翁の句に、うめ柳さぞ女かなわかしゆ哉、「中のよいのかすねるのか」『讃岐家集』人しれず下にゆきかふ芦のねや君とわれとがこゝろなるらん、「ある夜ひそかに山の月」蓼太の句に、五月雨やある夜ひそかに松の月、これをとりて松を山とかへしは、深川の色里さかんなりし時のありさま、まのあたり見へたり、其ころ作りし哇ならまし、今なほ山の二軒茶やなどおもひやるべし、「こゝろないぞへはるの風」おほくさよあらしとうたへどもまへにある夜とあれば夜かさなりて聞くるし『古今集』はる風は花のあたりをよきて吹けこゝろづからやうつろふとみん

本てうし

「紅梅のこがれて今朝は白たへのおもひのたけや降つもりぞつゝ身もよもあられうものか雪のはだへに春を待

「紅梅の」『松風句集』紅梅はむすめしのばす妻戸かな、紅梅をものおもふ女によそへたり、「こがれてけさは白たへのおもひのたけや」『源氏物語』ものおもはしき人の月日を經給ふらんほどのおぼしやるにいといみじうあはれに心ぐるし云々、「ふりつもりぞつと身もよもあられうものか」『新續古今』白たへのまさごの上に降そめておもひしよりもつもる雪かな、「雪のはだへに」『莊子』藐姑射の山に神人あり肌膚雪のごとし云々、女のはだの白きにたとへていふ、「はるをまつ」待戀を雪中の梅の春を待によそへし也、『古今集』わが宿は道もなきまで荒にけりつれなき人を待とせし間に

本てうし

「花になく鶯水にすむ蛙でもおもひはおなじ逢たさの雲のまがきのいさり舟ながれしだいは風しだい綠の髮につながれる楫をまくらにみなとぞへ

「花になくうぐひす」『古今集序』花になくうぐひす水に住むかはづのこゑをきけば云々、「おもひはおなじあひたさの」『新後拾遺』つれなしな逢たのみなき年月をかくてもすごす命ながさは、「くものまがき」雲のかけはしなどといふよりかゝることを連ねしものか、まがきとは竹垣のことなり、すべて時花哇は文辭ある人の作りしは稀なれば、義理をなさぬ文句多し、されば註のこじ付も容易からぬ難場もあり看官しばらく笑ひをしのびて、編者の苦心を思ひねかし、「いさり舟」とは漁船のことにて、是また文意通はねば爰に巨船の碇泊したると見るべくや、「ながれしだいは風しだい」『通茂家集』夜とともによせてくだくる浦波のいそべは松の風もきこえず、「みどりの髮に」『徒然草』女は髮のめでたからんこそ人の目だつべかンめれ云々、「つながれるかぢをまくらにみなとぞへ」『陀羅尼經』女人の髮をもて綱を作れば香象もよく繫がる況て凡夫の輩をや云々、水手杹人們遊女にひかれて湊にながく泊りたる意なるべし

三下り

「土堤に飛かふ螢のむしはおはれ／＼てちらりちらとそつとおさへた團扇の手くだェ、しよんがへ

「どて」『代醉篇』に、土を封て臺となしもつて壃境を表識る

云々「とびかふほたる」『月令』腐草化してほたるとなる云々、『和漢三才圖會』ほたるの尻銀色のところ夜光る紙につゝめども光り外に徹る麥稈を用てもみくだけば銀砂のごとく云々、『新拾遺集』暮るより露とみだれて夏くさのしげみにしげく飛螢かな、「うちは」『五雜俎』大明いぜん摺扇なし多く團扇を用ふ云々、しかれども周の武王扇を作り給ふよし『事物起原』に載たり、猶考ふべし

二上り

「あのやじらいやさんは菖蒲を嫌ふてうちのたがねに戀慕するそれからあやめが嫉妬して蛇々

「あのやじらいや」『自來也談』古人鬼武この册子を著してより世の人其名を知るものから、いまだ出處をつまびらかにせず、或ひはいふ、むかし强盜あり偸むことに妙術を得てみづからいふ贓物わがぬすみしにあらず自ら來る也と也、ゆへに自來也と號す、近年また故笑顏が自來也を兒雷也に名をかへて合巻に著せしを、今柳下亭主人それが嗣作せられし編中に、宋の沈俶が諧史に我來也といふこと見へたり自來也の名はこれより出しなるべし、といはれき爾もありなん、都子が小說にこゝろをよせられたる推て知るべし、かゝりければ其著大ひに世におこなはれて、戲場狂言にも是を脚色、故八代目三升其役をつとめしとき、何人か右の唄を作りまうけてうたひ初しなり、「あやめをきらふて」、『八雲御抄』に蛇の異名あやめとなり、この妬婦後に蛇となる趣向ゆへ、名詮自性を負したる作者の用心なり、「しつとして」『法苑珠林』に、在家の俗女は患毒過多云々、嫉妬は七去の一去なれども、このこゝろなき女子は稀なり、されば世の女性尤もよろしくたしなみ給ひて、男に愛想をつかされ給ふな、「へび〳〵」嫉妬の惡念蛇になると牟尼佛も說給へり、『舳艫訓』に蛇身は邪心ならんといへり、爾もあらんかし

本てうし

「思案の外のこしぢに戀慕おいらそんなばがじやねへじらいやさんでも戀路にや迷ひます

「しあんのほか」『古今集』わが戀はしらぬ山路にあらなくにまどふ心ぞわびしかりける、「おいらそんなばかじやねへ」『史記』秦の趙高二世皇帝を欺きて鹿をさして馬といふよし載たり、馬鹿はこの義に因り、また愚にして家產を破るゆへ破家とも書けり、「こひぢにやまよひます」『四十二章經』

愛欲は色より甚しきはなし云々、古歌に、いかばかり戀の山路の繁ければ入といゐるなる人まよふらん

二上り

「櫻へさくら映山紅山茶花なんばのさつきか今みやか萩ぎやうさんな菊だいげんじ菖蒲かきつばた女郎花たんぽさけ〳〵べに花さかしやれ匂ひがすきならゝ、牡丹紅梅美人草じやへ

『さくらへ』『羅山文集』に、日本櫻を稱して花といふ猶洛陽の牡丹成都の海棠のごとし云々、「はるのゆふべ」の條を合せ見るべし、『雜談集』中華には日本の種なし時珍がいへる櫻桃の形色相似たれどもその實を賞して花を賞せざるはわが邦の櫻花におとれりと見へたり、「きりしま」『和漢三才圖會』紅躑躅俗に岐利之末といふ、「さゞんくわ」同書に、その樹葉花實海石榴とおなじうして小さし、「さつき」同書に、杜鵑花を山躑躅とす、「はぎ」「はぎきゝよう」に註せり「ぎようさんな」は繁茂のけしき也、「きく」同書に、本綱凡て百種宿根おのづから生ず莖葉花の品々おなじからず云々「だいげんじ」白ぎくの大輪をさしていふ俗稱なり、異名多し就中しら菊を『莫傳抄』百夜草といふ、『藏王集』に三輪の里に老翁あり彼庭にひともと菊をうゑてこの翁もてあそびけり此きく秋冬春夏までも花も葉もかはらず云々、名にしおふ翁の庭の百夜草はな咲てこそ白たへになれ、「あやめ」『和漢三才圖會』に、菖蒲は總名にして本草に五種あり今分て三種とす菖蒲石菖白菖云々、「かきつばた」同書に、その葉白菖に似て大ぶりなり色淡く其花實ともに白菖に似て肥大なり云々、わが邦いにしへより杜若の二字を燕女花とすれども誤なり、杜若は藪茗荷のこと也、「をみなへし」『和名抄』に、女郎花和名平美名閉之、『大和本草』敗醬とあり、字には「おみなへし」と書て、聲には「おみなめし」と讀が法なり、「たんぽさけ〳〵」『本朝食鑑』に、蒲公俗に藤菜と稱しあるひは鼓草と稱す、『雜談抄』たんぽゝの名は鼓草といへる名に出たるか、「べにばな」『和名抄』に、久禮乃阿井、『蘇頌圖經』紅藍その花紅色葉藍に似たりゆへに藍の名あり「ぼたん」『事物起原』に、隋の煬帝の世はじめて牡丹を傳ふ『和名抄』に、和名布加美草、『こうばい』『梅譜』に、紅梅花色杏のごとし、「びじんさうじやへ」『名花譜』花四瓣色艷罌粟に類して小さし、『古文前集』に、楚の項王の妾虞氏が墓の上に生し草を人よんで美人草とす云々

本てうし

「淀の車は水ゆへまはるわたしや悋氣で
氣がまはるほんにやるせがないわいなじ
つ〳〵やるせがないぞへ

「よどの」山城の國なり、連歌師長好の歌に、涼みとる舟こそしばし淀川によどまていそぐ山の端の月、「くるまは水ゆへまはる」『尋到源頭』水車の器は魏の馬鈞はじめてこれを作る、『東坡集』に水車の註にいはく、江淅の人水車をなづけて龍骨車といふ云々、「りんきで氣がまはる」『新後拾遺』に、かねてより人のこゝろもしらぬ世にちぎればとてもいかゞたのまん、「やるせがないぞへ」「わがものとおもへばかるき」の條に註せり

二上り

「秋の七草むしのこゑのこる螢の身をこ
がす君をまつむしなく音にほそる戀こい
ふ字がたいせつか

「あきのなゝくさ」『萬葉集』に山上憶良の歌あり、萩、尾花葛花、瞿麥、蘭花、女郎花、朝貌以上秋の七草なり、「むしのこゑ」、『爾雅』足あるを蟲といひ足なきを豸といふ云々、ともにむしと訓べし、『和漢三才圖會』に、秋嘆くは蟲の小さき聲なり、「のこるほたる」『紀事』京師の兒童秋のほたるを病螢といひてとらず云々、「きみをまつむし」は「はぎききやう」の條に註せり、「こひといふ字がたいせつか」俗に戀はくせもの思案の外と云がごとき、明君の玄宗皇帝、大賢の司馬相如もひとたび色情に迷へり、況て凡庸はこの道を大切に愼まずば竟にその身をはたしなん

本てうし

「されば浮世を觀ずればとかくむちやく
ちやの色こ酒ほんに人はばかゞよいあし
たのお茱はなにゝしましよてうご豆

腐〳〵

「さればうき世」とは、有爲の世といふ略にして、この娑婆世界のことなり、「くわんずれば」とは見とほすことなり、歌に、有爲の世にけふかあすかと鐘のおとあはれいつまで聞んとすらん、「むちやくちや」は常の言なり、「いろと」、『毛詩序疏』に、女に美色あり男これを悦ぶ故に經傳の文通じて女を色といふ云々、迷ふべからず、「さけ」『言叙指南』酒を百藥の長あるひは天の美祿といひ又狂藥といふ、『正法念經』酒に醉し人は死人に異ることなし云々、過すべからず、「人はばか」「思案の外」の條に註せり、「おさいは何に」

『周禮』飲食珍羞ならずともひとたび飽ば便ちよし、『論語』に、君子は食に飽んことを求ることなし云々、食は人の天にして一日も缺べからねば、美味を省きて儉約をなし、彼東坡が三益に傚ひねかし、「てうどとうふ〳〵」『本草』淮南王劉安はじめて豆腐を製す、主治は中を寛め氣を益脾胃を和らぐ、然れどもまた曰く氣味寒にして小毒あり、暑月人汗ありこれを愼しむべし

二上り「鳴てくれるな明鴉かわい〳〵男をかへ
さにやなるまい野夫がらすチャ〳〵〳〵

「ないてくれるな」『古今集』東雲のわかれをおしみ我ぞまづ鳥より先になきはじめつる、「あけがらすかわい〳〵」『明烏花濡衣』清元稽古本 かわいと一聲あけがらす、この哇は鶴賀節の明がらすを清元節にうたひかへて、近茲その狂言を戯場に脚色、故三升時二郎故しうか浦里の役を勤て大繁昌なりしとき作り出してうたひ初しなり、鶴賀の家清元の家は近年刊行の『聲曲類纂』に委し、そも〳〵この書は、いと必切の集錄なれば、糸竹の道にこゝろざす人はさらなり、雅俗ともかならずもとめて看給ふべし、「やぼ」は常の言なり實は野夫なるべし、ぼとぶ五音相通、野はすべて卑下の詞夫は人なり男也、野夫と稱する詞斯でもあらうか

本てうし「愚痴も出るはづ女じやものをいやなも
のなら何故また初手に氣づよく言れりや
あきらめる

「ぐちもでるはづ」愚痴は八萬四千煩惱のひとつなり、その煩惱は慾情のいたすところ、己を省れば愚痴の出るはづなし、「女じやものを」『列女傳』婦人は志脆し云々、「いやなものならなぜまた初手に」『堀川百首』人ごゝろかねてしりせばなか〳〵に藍そめ川もわたらざらまし

「ながき夜のとをのねふりのみなめ
ざめ波のり舟のおとのよきかなしたから
よんでもながきよのこをのねふりのみな
めざめなみのり舟のおとのよきかな正月
二日の初夢に

「ながき夜」の文句は、寶舟に載るところの廻文に節を附しなり、この歌古きことすでに『日本風土記』あり、そも〳〵たから舟の繪を枕の下に敷き初夢を見て年中の吉凶をはか



るは、いにしへより貴賤ともに是をなす、幵は大晦日より元日にいたるの夢を見んが為なり、然るに今の俗正月二日の夜にたから舟を敷は何ごとぞ、『記事』におよそ初夢とは大晦日の夜より元旦にいたるの夢なり云々、又曰く晦日の夜禁裏よりたから舟を書きし紙を宮方および諸臣に賜ふ云々、斯のごとし、しかし繁花の地に住る人はなにくれと多用にて、大晦日の夜深更迄も眠らざれば夢見ることあたはぬもあるべし、それらの人は元日の夜にたから舟をしきて初夢の吉凶を占はゞ可からんに、二日の夜に敷てはことおくれり、もし元日の夜寶ぶねも敷ざるに夢見ることあらばいかゞはせん、たから舟むなしくなるべし

本てうし「夕ぐれのながめ見あかぬ隅田川月にふ
ぜいを待乳山帆かけた舟がはしるぞへアレ
鳥がなく鳥の名の都に名所があるわいな

『ゆふぐれの』友人鷺聲曰、狂言作者篠田瑳助の話に、夕ぐれは故人松本高麗藏初上坂より下りの節、かゞみ山の岩藤を勤し折、岩藤部屋の段のうしろに唄ひし文句にして、もと上方にて出來し唄なり、されば今鳥の名の都といふ文句をいさゝかうたひ誤りて、さまざまの説をまうくれども、

もとは「アレ鳥がなく鳥の名に都といふ字があるわいな」、是にて文句の義わかりつべし云々、『玉葉集』けふ過ぬとばかりいひていく度か入相のかねに身を忘るらん、「隅田川」『江戸砂子』に、水上秩父群より流て大里郡足立郡へわたる流なり荒川といふ云々、『東鑑』治承四年庚子十二月二日三萬餘騎の兵武藏隅田川に陣とる云々、『伊勢物語』に、武藏の國と下總の國との境に大きなる河有それを隅田川といふ云々、『梅花無盡藏』に、巨田道灌鎌くら五山の僧を引つれて隅田川に逍遙してとあり、昔は此河に橋なく舟にて往來せしなり、賴朝卿奥の泰衡を征伐し給ふ時初めて橋を架て兵を渡し給ふと『鎌倉大草紙』に見ゆ、然れ共今のごとき橋には非ず、船を連環べたるなり是を浮橋といふ、『夫木集』に、隅田川むかしはしらず今こそは身を浮はしのある世なりけれ、今の橋場といふ地はその古跡なりとぞ、「月に」、『徐整長暦』に月徑し千里周圍三千里云々、『春秋元命苞』に太陰の水精月となる云々、「まつち山」『江戸砂子』に、待乳山は豊島郡の部にて歡喜聖天の宮居なり金龍山本龍寺といふ往昔金の龍を當山にて掘出しゝに因て名づく云々、「ほかけた舟」『日本記』崇神天皇秋七月諸國に令して船を造らしめ給ふ云々、是わが邦に船を要用せし初めなり、「鳥の名の都」『萬葉集』に、ふなぎほふ堀江の河の水ぎはに來ゐつゝ啼は都鳥かも、鳥の名のみやことは都鳥をさして云ふなり、「みやこ」とは、『古今遷建』都とは天子の居なり天子は四海をもて家とす豈常處あらんや唯その在すところ即ち都といふ云々、また都とは聚なり大ひなりとあれば、天子の居ならずとも江戸を東都といふてよし、但し俗に住ば都といふがごときわが住る里を都といふこと歌にも詠例、ある人曰く「みやこに名所があるわいな」と云文句はたがへり『みやこに名所があるかいな」と云ふべし、其わけは、すみだ川のごときけしきの處が都にもあるかといふ意にて土地じまんの文句なりとぞ、爾もあらんか

二上り

「稻荷祭りの太皷の音たぬきつくぐかんがへひごりで氣をもむ腹つゞみチャくくく

「いなり」『神社考』空海（弘法大師のこと也）東寺の門前にて稻を負ふ老人に逢しよりこれを祀りて東寺の鎮守とす、稻を荷ひしゆへに稻荷と號す、「まつりの」『神社啓蒙』に、稻荷の社は山城の國紀伊郡にあり云々、是稻荷の總本社なり、『雍州府志』に、當社の出現は和銅四年二月九日なり其日初の午の日に當るゆへに今九日を用ゐずして初午の日をもて祭る諸俗初

午まうでと稱す、「たいこ」「木遺」の條に註せり、「たぬき」『兼名苑』に、本字は貍鳥を搏て粮とす云々、「氣をもむ」はいなりの令使狐なりといへばなるべし、「はらつゞみ」『十題百首』人すまで鐘もをとせぬ古寺に貍のみこそつゞみうちけれ、この哇は明がらすのかへ唄なり

本てうし「公時が〱熊をふまへてまさかりを取ていざや裾野の松林よし經辨慶渡邊の綱三韓の大將あやまらせ神功皇后武内の臣軍人形よしあし粽せうぶ刀やあやめぐさ

『きんとき』『前太平記』に事蹟あり、坂田主馬の佐と號す、相州足柄山の產萬夫無當の猛者にして賴光四天王の隨一人なり、哇の文句は、公時幼年の容なればよろしく金太郎が〱と唱ふべし、「いざや」とは發語なり、いざさらば雪見になどいふことば也、「すそ野」は山の裙なり、「松ばやし」『風俗通』に、林は樹木の叢生する所なり、平土に一種の木の生茂りしを林といひ種々の樹立生ひ茂りしを森といふ、「義つね」『源平盛衰記』『義經動功錄』に事蹟載たり、この二書童蒙の看るに便よし、賴朝卿の季弟にして幼名牛若丸、曾て智勇に秀たる暗に孫呉に合ひ韓白を倒し、戰へば勝ち攻れば取る本朝いにしへより其右に出るものなし、「辨慶」『義經動功錄』熊野別當辨正が子武藏坊と稱す、叡山に登り西塔に住せしが下山して義經につかへ力量衆に超へたり、「わたなべのつな」『著聞集』に、嵯峨源氏武藏守仕が孫云々『前太平記』に、武州の人はじめ箕田源吾と號し後攝州渡邊に住して渡邊を氏とす、勇猛にして羅城門の鬼および大森の牛鬼を斬る、賴光四天王の隨一人なり、「から」三韓をさしていふ今の朝鮮なり、皇國の婦幼異國人をさしてすべて唐人といへば、三韓をからといはんも時花哇のうへには仔細あるまじ、「たいせう」『職原抄』に、譜代の華族にあらざれば大將に任ぜず多くは是大納言の中譜代の上﨟これに任ず云々、是わが邦の例なり、異國といへどもまた斯のごとけん、「あやまらせ」は降參させしなり、「じんかうくわうごう」『日本記』に、仲哀天皇の后なり帝崩じて後みづから三韓を征して毎年八十艘の貢を請て凱陣し給ひしより寶祚に即せ給ふ在位六十九年、「たけ内のしん」『日本紀』紀姓の祖也皇后にしたがひて三韓を征し忍熊王が反逆を討、すべて六代の天子につかへて忠勤なれば大臣に任ず、是皇國大臣のはじめなり薨じて後高良大明神と崇む、「いくさ人ぎやう」

『索隱』土木をもて人に偶類俗人形といふ、『事類前集』木の人形を傀儡子といひ土の人形を泥塑人といふ云々、ともにくゝつと訓べし、俗に出狂坊といふ偶の坊といふはまた俗なり、「ちまき」『月令廣義』唐の時端午に粽の品多し云々、時珍が曰く、粽は菰蘆の葉に黍米を包み煮るあるひは糯米をも用ゆ、『本朝食鑑』に、一種飴粽といふものあり餅を稲草につゝみ縛ひ蒸て稲を剝去れば黄白て飴の色のごとし故に名く味ひ美し、『續齊諧記』に、粽はもと楚の屈原をまつる供物なり云々、「せうぶがたな」『和漢三才圖會』に、五月五日家ごとに旗および甲冑刀等の兵器を立俗呼で冑人形といふ、其刀菖蒲をもて作り飾る仍て名づく、相傳ふむかし天應元年蒙古の賊軍來りしとき五月五日神風吹あれて敵船を飄しゝより今にいたりて當日の祭りみな兵器を用ゆ云々「あやめ草」同書に、よく邪氣を禳ふ云々、なほ「さくらへ」の條に註せり

本てうし

「ゆこかもどろかかへろか家へあゝまゝ
よ女房の角の生しだいそこらが世にいふ
なかんづくむしのせへ三里の灸でもおす
へなさい

「ゆこかもどろか」『古今集』いたづらに行ては來ぬものゆへに見まくほしさにいざなはれつゝ、「まゝよ女房のつのゝはへしだい」とは、嫉妬を發ともかまはぬとなり、妬婦のこと「あのやじらい」の條に註せり「よにいふなかんづく」とは、いかゞや、就中といふはその中に是といふ語なりこゝには文辭を成さず「むしのせへ」つねにいふことばなり、「さんりのきう」『明堂灸經』に、男子三十已上にして三里を灸せずばあるべからず三里はよく氣を下る云々

「夜ざくらやうかれがらすがまいまいと
花の木かげに誰やらを待わいなこぼけさ
んすな芽ぶき柳の風にもまれてェ・ふわり
〳〵とチ、サさうじやわいな

「夜さくらや」『千載集』花ざかりよもの山邊にあくがれて春はこゝろの身にそはぬかな、この哇はよし原仲町なる彌生の花のけしきをいへり、そも〳〵新よし原の花街は慶長のはじめ江戸日にまし繁昌しければ、駿州もと吉原の驛より遊女屋そこばく移り住て京ばしの邊に傾城町を開發せし後庄司甚右衞門といふ者官の免を得て、元和三年に葺屋町の末に二丁四方の地を賜はり遊女屋を皆この地に集めてこれ

を吉原町と號く、そのゝち明暦二年の冬今の所に替地を賜ふよりて新吉原町と號くといへり、またそのかみ今の地葭沼なりしを埋しゆへに葭原といふべきを吉の字に祝ひあらためしともいへり、この說おそらくは非ならん、しからば新の字は空しかるべし、扨その頃は漂客皆馬にのりて通ひしゆへに今の馬道といふ名遺りぬ、また田町にて編笠をもとめ冠りて廓に入しゆへ今に田町には編笠茶屋の名あり、以上『事跡合考』『江戸鹿子』『吉原大全』『江戸砂子』摘要す、「うかれがらす」『散木集』隈もなき月のひかりにはかられておほをそ鳥もひると啼なり、『八雲御抄』に、おほをそ鳥は烏とあり、哇の文句夜ざくらとありて月なければ闇なるに月の證歌を引しは其角の句に、闇の夜もよし原ばかり月夜かな、ナント編者のいひぬけどふでござりやす、「花のこかげにたれやらをまつ」『古今集』ひとめ見し君もやくると櫻花けふは待みてちらばちらなん、「柳の風に」『古今集』青柳の糸よりかくる春しもぞみだれて花のほころびにける、以下の文句註におよばず

二上り

「赤いものにて言はふなら官女の袴に小豆めし疱瘡見舞に神教丸月に七日のお客さんアレ恥かしさうな顔の色千代のよはひにちよこつむりの花やかさそれは丹頂の鶴じやへェ、それもそうかいな

「くわんぢよのはかま」は緋の袴なり、「あづきめし」『世風記』に、正月十五日小豆粥を羮て天狗を祭るときは疫氣なしと云々、是今世俗にいふ十五日粥なり、すべて小豆は邪氣をはらふものなれば、世俗なほ正月の他毎月三ン日および目出度日には是を羮て祝ふなり、「はうそ」『古事談』に、聖武帝の天平年中にこの病新羅より筑紫に傳染きて世の中に流布す、このまへ日本に痘瘡の病あることなし、「しんきよぐわん」はしんきやう丸なり、能書に、癪つかへ二日ゑひ水あたり魚鳥菌にあたりたる男女とも腹一切の病によし云々製藥江州鳥居本、「月に七日のおきやく」これはみなさん御ぞんじ、「はづかしさうな」より以下文句のごとし、「たんちやうのつる」『相鶴經』鶴は陽鳥なり金氣に因火精に依る三年にして頭赤し云々、是を丹頂といふ、千歳の齢を保つものなれば仙客また丹歌といふよし『類說』に見へたり

＊　＊　＊　＊　＊

二上り本てうし

「春雨にしつぽりぬるゝ鶯の羽風に匂ふ梅がかの花にたはむれしほらしや小鳥でさへもひとすぢに塒さだめる氣はひとつわたしやうぐひすぬしは梅やがて身まゝ氣まゝになるならば サア 鶯宿梅じやないかいな サッサ なんでもよいわいな

「はるさめ」『太平御覽』揄爽雨とあり、閑情に降てこゝろ粛然なるものなり、「ぬるゝうぐひす」これは曾良の句に、鶯や上毛しほれて雨上り、『漢語抄』に春鳥子宇久比須とあり異名に春告鳥匂ひ鳥その他さまざまあり、『禽經』に鶯の鳴こと嚶々たりゆへに名づく、「はかぜに匂ふうめがか」『通村家集』花にふく風につけても世にひろきめぐみをよもに匂ふ梅がか、「梅」『萬葉集』に有梅、『和名抄』に宇女とあり『和訓義解』にうめは「うつくしくめづらしき」の略語なり云々、俗にむめと書く假名違へり、『和學辨』にはうめ、むめともに用ゆべしとあり、『和漢三才圖會』に、いにしへは本朝花と稱するものは梅なり中古このかた唯花と稱すれば櫻のことになる也、「ひとすぢにねぐらさだめる」『通村家集』呉竹のよふかきこゑにやどりつるねぐらしらるゝ春のうぐひす、「おうしゆくばい」『拾遺集』勅なればいともかしこし鶯の宿はと問はゞいかに答へん、その名村上帝より起る、今洛の相國寺中にあり

本てうし

「婀娜な笑顔につい惚れこんで夫こふ雉子のほろゝにも千尋の文を雁がねの言傳たのむ乙鳥のたより鷽ならほんに貌鳥見てこ羽がひの肌に抱きしめそれなりそこに泊り山うれしい首尾じやないかいな

はじめの文句註におよばず、「つまこふきじ」『躬恒抄』きじは雛を愛すること切なり、『徒然草』鳥には雉子さうなきものなり云々、この鳥甚はげしけれども夫婦和合ものなるゆへに婚禮に必ず用ゆ、「ほろゝ」『和名抄』に、きじ膈羽をたゝく倍羅歴といふ云々、是ほろゝなり「ふみを雁がねのことづてたのむ」『古今集』秋風にはつ雁がねぞ聞ゆなる唯玉章をかけて來ぬらん、雁書は漢の蘇武が故事也、「つばめ」『月令』に、燕春分にいたる云々、雁鳧とわたりかはるものゆへ、雁がねのことづてたのむ乙鳥のたよりとはいへり、

「うそなら」は虚を鶯といふ鳥にかけたる也、鳥づくしなればならん、『和漢三才圖會』に、かたち鶯より大きし云々、『大和本草』に雄を「てりうと」といふ紅し、雌を「あまうそ」といふ紅からず、「かほどり」『八雲御抄』に、貝鳥は春日山によめり片おもひするものなり云々、この鳥諸説詳ならず『連歌新式』には翡翠といひまた雉子ともいふ、唄の文句うらみをふくみしさまなれば、『八雲御抄』の説によりて可ならんか

本てうし

「ちまた〳〵の青柳さへもあれはる風が
吹わいなわたしの心のやるせなや思ふお
かたにしらせたや

この唄は『唐詩選』陌頭楊柳枝已に春風に被吹妾が心正に斷絶す君が懐ひ那ぞ知ることを得ん、この詩を俗に和解しのみ、文字を唄に訓ば、陌頭の楊柳枝も已春風が吹被な妾の心正斷絶や懐ふ君に那得知たや、かくのごとし、「ちまた〳〵」は往來の路なり

本てうし

「待乳しづんで梢に乘込今戸ばし土手の
相傘かたみがはりの夕しぐれ君をおもへ
ば逢ぬむかしがましぞかしどふしてけふ
はござんしたさういふ初音を聞に來た

この唄はむかし英一蝶が作りしよし、その文句今もてはやすところとは聊たがへり、古きは「まつちしづんて梢にのりこむ今戸ばしどての相傘かたみがはりのゆふしぐれ君を思へば逢ぬむかしの細布」、「まつち」は待乳山なり、「こずへにのりこみ」『江戸砂子』にまつち山のまへは奥の往還うしろは淺草川すみだかは也　山のこしを帶て絶景の地なり云々、山影の水に映りし上を舟の漕行けしきを梢に乘りこむとはいふならし、「いまどばし」は金龍山の麓入堀に架たる橋なり、「どて」は日本堤なり、『江戸砂子』に、荒川の水除堤なり山谷より箕の輪にいたりさきは二本横たふ橋に似たれば二本堤といふ云々、「あはぬむかし」『堀川百首』とけざりしむかしより氣のくるしきは結びたへたるしづかたのいと

本てうし

「今朝のわかれに袖ぬれてかはく間もな
き土手の露よつでのたれをおろしてもま
たも鳴きゆくあけがらす衿に風しむ衣紋
ざか

「けさのわかれに袖ぬれて」『續千載集』鳥のねに起わかれつゝきぬ〲のなみだかわかぬ今朝の床かな、「どて」「どてにとびかふ」の條に註せり、「つゆ」「つゆは尾花」の條に註せり、「よつでのたれ」四手竹輿(かご)のことなり、「からす」時珍が曰く、生れしより母鳥に六十日哺はれければ長じて六十日母鳥を哺ひ反す孝慈といふべし云々、反哺の孝これなりこのゆへに曾參鳥(そうしんてう)といふ、曾參は大孝行のお人なり、「ゑもん坂」はにほん堤より廓へ下りる處なり、この哇は一中節のくづし也、都の家『聲曲類纂』にくわし

門人　梅暮里谷二

校合　梅暮里玉我

梅暮里唄種

花哇一夕話　終

橘庵漫筆

田宮仲宣著

◎生剋の道は傘匠の如し

五行の相生相剋を以て事を定むるに、相生を吉とし、相剋を凶とすること理に於て當らず、孟浪たる俗説にて事物の費多し、かの洪範に曰、相生せざれば通達せず、相剋せざれば裁制なしとて、更に相生相剋に吉凶あるべからず、いはゞ火剋金すればこそ釜鼎刀劔金錢鉏鍬と成り、金剋木して耒耜舟楫匱函家宅と成る、如斯相剋して萬民用をなし利を得るなり、陳圖南の神相全編にも、寒金微火を帶て剋用をなすと云へり、相剋を凶とのみするは庸學のわざのみ、生剋の道は傘匠のごとし、雨降らざれば賣れず、雨晴れざれば張れざるに等しく、通達と裁制と二の道なり

◎妖は夭き女

下戸と妖物は世になしといへども、元「妖」と云字は「女」を篇とし「夭」を旁とす、實に夭き女の化物能く人を害し家を破り、甚しきは國を傾く、かゝる妖物古來今往なきためしなし

◎誹諧と書くを正當とす

誹諧の誹の字、人篇の俳の字を書くこと甚だ然るべからずとぞ、夫誹諧の字は隋書の侯白傳に見えたり、今おしなべて明板の史漢を傳へ讀でなまこさかしき者俳の字に改めたり、蓋し歴史は皆明朝にて改めしに、隋唐ばかりは改めざりしと也、既に隋唐の頃、遣唐使亦は遊學の往來ありて、稍字法も彼國の例を用らるゝ事多し、古今集の誹諧といふに言篇を書れしこと斯のごとし、唐朝には正字俗字通字の三を混じ用ひられたり、干祿字書を見るべし、言篇の誹の字は出所正し、私に人篇の俳諧といふ字用ふる事あるまじきこと也、後世嗚呼の者ありて古今集の誹の字をも人篇に書改めまじきにもあらず、是唐以前の書を見よと或人のあふせられき

◎小鯛に二種あり

京師へ出る若狹小鯛と稱するものは、たとへば飯蛸のそれぎりにて大きくならざる如く、それぎりの小鯛なり、鯛の中の別種なり、年始に用ふる對馬小鯛は、常の鯛の子なり小鯛ならず、依て風味も若州のものとは大に相違せり、無鹽にて京大阪に小鯛と稱する物みな鯛の子にして、小鯛ならずと若狹の人は云へり

◎物名に子の字を添ふる事

扇子金子鑵子銚子、すべて此類いづれも古來より子の字を添ること本朝例と見へて、今猶奥州南部の民俗、ちいさき器物を皆子の字を添て稱す、筆子茶碗子風呂敷子といえり昔は海內なべて子と稱せしにや

◎稚名のイカナゴ

京攝の俗、春の頃カマスゴといふ物を食ふ、山陽四國邊の海濱より出るものなり、海濱の漁人はいかなごといへり、按ずるに如何成子なり、長じていかなる物となれるや、不分明なれば斯く名づけしとぞおもはる、片田舍にはみやびたる名なり

◎うめの花答て曰くむめの花

近世半時庵淡々といひし誹人あり、元は浪花の產ながら久しく東都にありしが、京に出しに、其比又江戸より長生庵仙鶴といふ誹人出京して大に鳴る、淡々其比渭北と云ひしが。夫に對して半時庵淡々と、彼目出度盡しの長生庵に反して、さもはかなきはんときのいほりあはしと名を變へ京の耳目を驚かし、祇園菊水の邊に蟄して一時を絕例せしむ、全體英邁の才有てよく人を嘆伏せしむ、ほゞ人の聞傳る處なり、其後浪花に來て貴權も難波成ほどの奢を極む、京攝の間に跋扈し、させる事なき物を口決祕傳などゝ稱へ其後門外不出の祕とて

梅花こたへていはく梅花

といへる句を吐き、京攝の高弟に示して工風させしむ、予が十歲の比なり、これも祕せし事ゆゑ其後は世上に沙汰も止みぬ、伯父蘭中は半時庵社中故、予が幼若のとき語りき、爰に吳綾齋至席といへる誹人あり、生涯雜誹を點せしが、誹學の博物にてよく吟味せし人なれば、老人終焉の頃迄おりふしごとに訪ねしが、物故せらし後墓に詣てしに、辭世に梅二木といふ句をせられたるを碑に彫付たり、これを見て初て淡々が梅花の句解したり、禪意を問答せるに比論してそもさん無めの花はと問しとき、答曰、有めのはなと、むめうめとのかなづかひを知らしめし其機轉、大體みな如斯、又人情をよく察る男にて、つねに云へるは己が欲する處はかくのごとしと

一蕎麥 二普請 三能 四芝居 五傾城 六欲 七欲 八九欲

など、他の欲する處の的をさして、己が好くところなりと人を弄物とせし橫着者なり、畿內にて點式に靑漆の肉を用ひしは此老初めしとかや、不斷の印式は祇南海の篆刻なりしが後に無々庵持傳へたり

◎葉の綠色なる理由

千草萬木あるとあらゆる葉みな綠色なり、是をもつて天地の道の正しきを推察すべし、天は父なり地は母なり天地交泰して萬物育す、獨陰發せず獨陽立たず、瓦上に種を置て生ぜざるは母の養なければなり、簀子の下に苗を植て生ぜざるは父の育なければなり、今これを田圃に種を蒔けば、先づ母たる地の氣によつて產れ出れば、土の本色黃なるがゆへに貝割葉の間いろ黃なり、漸々生立にしたがひ蒼天の青色を受て地の黃色と和して綠色となるなり、よつて綠色ならざる草木の葉一枚もなし、すべての葉右のごとく陰陽の氣交々に受る故久しく色を變へず、又花と實は內より陽氣ばかり發して陰氣を知らず、陽の偏氣を得て滿ち盈つるゆへ久からずして枯槁落墮す、物理斯のごとし、嗚呼理學を惡むも偏なり、理を窮るは猶偏なり、理學は三百五十餘日の處、行つまりしが、今の古學は五年再閏して算用合てやる樣なものなるべし

◎餅屋の江島其碩

京師東の京極通誓願寺は、淨土宗の本山にして、本尊春日佛師の作の大佛なり、此寺門の前にむかし餅を賣る家あり、大佛餅とて珍重され繁昌し、富巨萬の財主となる、其豊太閤洛東六波羅の南に方廣寺大佛を建立せらる故、また別の餅屋大佛餅とて新に店をひらきて繁昌連綿たり、京極通の初の餅屋は業を變へ、誓願寺通柳馬場といふ處へ轉宅し、子孫自然と大に奢を募り、遊里に巨萬の財を費し、洒々落々たる風流家にて、傾城禁短氣といふ物を著はし自笑にあたふ（八字文屋八左衛門と云ふ京師の書林なり）實に烟花の一絕筆なり、大佛餅といふは元來誓願寺大佛の門外なりとかや、此餅屋は江島太郎右衛門といふ表德は其碩といへり

◎市井といふ語の起原

市井といふは、昔は和漢とも市中村落家毎に井を設けず、一鄉一町に井を設け朝毎に閭里の人井の本に寄りて水を汲む人の群あつまりつどふ所故、雜貨を持よりて交易す、依て市井といふ、萬葉に辰の市うるまの淸水と詠れしも宜なるかな

◎醫（い）はいなり

諺にいふ醫は意なりと、不朽の確言諸事に通ず、按ずるに醫は衣なり、衣服美ならざれば行はれず、醫は威なり威儀敦重ならざれば服せられず、醫は異なり異言異體よく用ひらる、醫は夷なり、やゝもすれば人を夷（そこな）ふ、醫は稲荷よく尾を出さず人をたぶらかす

◎師匠なくして上達する技能

孔孟の道を學ぶ者は、聖人亞聖の百分が一にも至り難く、たまさか詩文の奇才、あるひは博識强聞の才子ありといへども、言行一致の君子稀なり、和歌を學びて貫之躬恒の域に遠く、書を學びて義之松雪の世界遥なるは、全く道の尊き故とかや、其卑能賤技に至りては、淨瑠璃小歌三味線の如きは、やゝもすれば師に勝る者出づ、これ其道のいやしきを以てなり、それすら五七年十年寢食をも忘れて稽古の功を積ざれば師に及ぶこと難し、などてかく萬の藝の中に、此頃畿内に流行する誹諧にかぎりて、しかと師を求て學ぶといふことなく、過半は自己獨立して容易く上達し出藍の徒多きぞや、唯いやしき技術のはやく上達するを見れば、今流行する物は古の誹諧とは道を異にせしもの歟、全く師匠なしに上達する物は誹諧と色遊と奕戯の樣におもはる、予が愚なる識を以て此惑いかにしても解けず

◎虚誕の松風村雨

松風村雨の事實竟めて定かならず、元より行平卿須磨へさすらへ玉ふことと光源氏の事蹟に能く似たるより、好事のもの源氏の須磨の卷の文勢をとり附會して松風の謠曲を作りしより、野史雜劇の文にいろいろの虚誕を設く、行平須磨の侘住みの閑寂たるを愛して、軒の松風の夜半に音信るゝを妻とたのしみ、折にふれて村雨の降り來る音を妾となぐさむと、風雅の骨髓を述て侘び盡し給ふを、二人の松風村雨といふ蜑沒の垢裂足の赤髮女を設けて、作文の筋とせるより、牟禮兵衞高松左衞門などとけしからん狂妄の說をのぶ、小說稗史は元より斯る文を悦べるものながら、質實木訥の本朝には後人を迷惑さす便を引くべし

◎竈の方言辯

竈を京師南都の俗クドといふ、大阪はヘッイ或はカマドといふ、江州にロクダイといひ、和州にタイベッイといふ、民のかまどの賑ひにけりと、古く傳へ承はれば、かまどは古言か、鹽竈炭竈は鹽カマド炭カマドの略語なるべし、クドは火處の轉せしなるべし、カマドは釜所の轉ぜしにて、ロクダイといふを、京師の俗いやしめど、按ずるに爐火臺の轉じなれば、京攝よりも雅なる名にして優なり

◎野郎は冶郎か

野郎といふは田野の夫なりと罵りていふ言葉なり、しかるに美少年の寢を進むる俳優を野郎といふは似げなし、こゝに偶中せし事あり、字書冶は女態なりとあり、李白が美少年の體を作せしに、岸上誰家遊冶郎とありし

◎詩句よりも切實なる名歌

唐の孟浩然が七言古詩、代悲白頭翁といふ句中に、洛陽女兒惜顏色といえるは、小野小町の歌に、面影のかはらで年のつもれかしたとひ命にかぎりありとも、と詠みしは誠に他の上を想像より自己の歎息實に切なり、又其對句に行逢落花長歎息といふ句は、同じく小町の歌に、花の色はうつりにけりないたづらに我身世にふる霖雨(ながめ)せしまに、とよめるは成程詩句よりも切にして感慨深からずや、小町といふは少艾の官にして上薦たらず、窈窕たる閨秀たり、然るに浩然は盛唐の才子なり、取分精選の佳作と稱するものに劣ざるは實に歌仙なるかな、今の詩人贋古歌人それこれを思ふべし

◎文明東漸の理

天は左旋し地は右旋す、是天地の紀則なり、天は日月星辰東より西に巡り、地は千技萬態みな西土より東漸す、本朝上古は三韓より初て物を渡し、其後東呉より舶來し、唐に至りて往來しげく文華大に開け、今阿蘭陀學行はる、全く地の右旋する自然なり、天の樞は北辰にして地の樞は本朝なるべし、蠻邦より年毎に舶來して衆星の拱(たんだく)に等し、豈尊き國ならずや

◎誹人錦花翁隆志の名句

藝が身をたすくる程の不仕合といふ句は、錦花翁隆志といへる誹人の獨吟百十韻の中の句なり、海内に行滿て賢愚皆唱ふ高名なる句なり、然ども句者を知る人まれなれば爰にしるす、隆志は信德の門人信安の弟子にして、京醒ヶ井高辻の人なり、寶暦の初物故せられき、好事の者、句の面白きに、前句附の集に再出せしより流布せり

◎御出有のオヂヤレ

驛亭の婢をオヂヤレとよぶ、これ御出有(おいであれ)の謬訛せしなり、鄙(ひな)には洒落の稱なり、然るに浪花瓢箪町の色廓の妓品に、六字分などゝ號(なづく)る傾城あり、契價を以て品名を立ること陋さ卑劣尾籠なり、これに對すればオヂヤレは古雅にして洒落なり、嗚呼大阪は商賈輻湊之地に決せり

◎日本の費は秘密にあり

翁の文といふ板行せし書あり、道明寺屋某が作なり、これが趣意は竺土の費は方便にあり、儒教の費は文華に過ぎ、本朝の費は深秘にあることを述たり、いかにも其費甚しうして物を損ふに至る、乍然日本上古は深秘といふ事なし、漸く三代實錄に初て見へ侍れど、灌頂深秘とありて密宗の事なりと見ゆ、餘は應仁已後の惡習なる歟

◎師匠なくして上達する技能

孔孟の道を學ぶ者は、聖人亞聖の百分が一にも至り難く、たまさか詩文の奇才、あるひは博識强聞の才子ありといへども、言行一致の君子稀なり、和歌を學びて貫之躬恒の域に遠く、書を學びて義之松雪の世界遙なるは、全く道の尊き故とかや、其卑能賤技に至りては、淨瑠璃小歌三味線の如きは、やゝもすれば師に勝る者出づ、これ其道のいやしきを以てなり、それすら五七年十年寢食をも忘れて稽古の功を積ざれば師に及ぶこと難し、などてかく萬の藝の中に、此頃畿内に流行する誹諧にかぎりて、しかと師を求て學ぶといふことなく、過半は自己獨立して容易く上達し出藍の徒多きぞや、唯いやしき技術のはやく上達するを見れば、今流行する物は古の誹諧とは道を異にせしもの歟、全く師匠なしに上達する物は誹諧と色遊と奕戲の樣におもはる、予が愚なる識を以て此惑いかにしても解けず

◎虛誕の松風村雨

松風村雨の事實竟(きは)めて定かならず、元より行平卿須磨へさすらへ玉ふこと光源氏の事蹟に能く似たるより、好事のもの源氏の須磨の卷の文勢をとり附會して松風の謠曲を作りしより、野史雜劇の文にいろ〵の虛誕を設く、行平須磨の侘住みの閑寂たるを愛して、軒の松風の夜半に音信るゝを妻とたのしみ、折にふれて村雨の降り來る音を妾となぐさむと、風雅の骨髓を述て侘び盡し給ふを、二人の松風村雨といふ鹽汲の垢裂(あかぎれ)足の赤髮女を設けて、作文の筋とせるより、牟禮兵衞高松左衛門などとけしからん狂妄の説をのぶ、小說稗史は元より斯る文を悦べるものながら、質實木訥の本朝には後人を迷惑さす便を引くべし

◎竈の方言辯

竈を京師南都の俗クドといふ、大阪はヘッツイ或はカマドといふ、江州にロクダイといひ、和州にタイベッツイといふ、民のかまどの賑ひにけりと、古く傳へ承はれば、かまどは古言か、鹽竈炭竈は鹽カマド炭カマドの略語なるべし、クドは火處の轉せしなるべし、カマドは釜所の轉ぜしにて、ロクダイといふを、京師の俗いやしめど、按ずるに爐火臺の轉じなれば、京攝よりも雅なる名にして優なり

◎野郎は冶郎か

野郎といふは田野の夫なりと罵りていふ言葉なり、しかるに美少年の寢を進むる俳優を野郎といふは似げなし、こゝに偶中せし事あり、字書冶は女態なりとあり、李白が美少年の體を作せしに、岸上誰家遊冶郎とありし

大正十二年三月中旬印刷
大正十二年三月廿五日發行

【此中にあり】 定價金三圓

東京市下谷區上野櫻木町二十二番地
編纂兼發行者 (宮武)外骨

印刷者 東京市本郷區動坂町三百十七番地 明正舍 小國直太郎

東京市下谷區上野櫻木町二十二番地
發行所 半狂堂
電話下谷六五九〇番
振替東京三九四二〇番